

みずほレポート

2012年3月30日

国民負担の世代間格差と 税・社会保障改革

—世代会計による財政再建策の影響シミュレーション

- ◆国民負担の先送りによる世代間格差の拡大が懸念されている。問題となる世代間格差には、将来世代と現存世代間、現在の高齢世代と現役世代間（現存世代間）という2つの格差がある。
- ◆将来世代と現存世代の生涯受益と生涯負担を「世代会計」の手法により試算すると、生涯所得に対する純負担の割合は、将来世代と現役世代とで34%Ptもの差が生じることになる。
- ◆財政再建を実現すれば、将来世代と現存世代間の格差は大幅に改善する。一方で、財政再建の取り組みが遅れれば遅れるほど、将来世代への先送りが増大し、格差是正は困難となる。
- ◆現存世代間の格差は、消費税増税に依存して財政再建を進めると、むしろ拡大する。現存世代間の格差是正のためには、高齢世代向けの社会保障費の抑制も財政再建の手段に組み込む必要がある。
- ◆今回の社会保障・税一体改革案を実行したとしても、抜本的な格差是正には至らない。現存世代間の格差解消まで視野に入れるならば、大幅な給付削減など相当な改革を実行に移す覚悟が必要だ。

経済調査部エコノミスト 徳田秀信
03-3591-1298 hidenobu.tokuda@mizuho-ri.co.jp
経済調査部エコノミスト 風間春香
03-3591-1418 haruka.kazama@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

目 次

1. はじめに	1
2. わが国における世代間格差 ～現状維持シナリオ～	2
(1) 世代間格差の計測方法	2
(2) 世代間格差の計測結果	3
(3) 世代間格差の背景	4
3. 財政健全化による世代間格差の是正効果 ～財政健全化シナリオ～	4
(1) 政府目標のペースを維持して財政健全化を達成する場合	5
(2) 財政健全化が遅れた場合	6
4. 現存世代間の格差是正策 ～社会保障改革～	7
(1) 先送りされた目玉施策（給付抑制策）の格差是正効果	7
(2) 給付抑制策の強化	10
5. まとめ	12
6. 補論	14
(1) 世代会計の方法について	14
(2) シナリオ別の前提について	27

1. はじめに

2012年2月、政府は『社会保障・税一体改革大綱』を閣議決定した。税制改革の最大の柱として消費税率の引き上げが時期とともに明記されたほか、社会保障の給付抑制策として高所得者の年金減額や年金の物価スライド特例水準の解消などが盛り込まれた。

政府が増税や高齢者に対する社会保障給付の抑制を進める背景には、現在の国民（以下、「現存世代」）に対する給付の多くが公債発行により賄われており、実質的にみると将来の国民（以下、「将来世代」）に負担が先送りされているとの問題意識がある。

将来世代への負担の先送りに対する問題認識は政府外においても広く共有されている。現存世代と将来世代間の格差に関する先行研究をみると、わが国の世代間格差は著しく大きいとの結果が共通して得られている。国際的にみても、日本の世代間格差は先進国の中で最も大きいとの分析がある¹。

こうした認識から、政府の『一体改革大綱』に盛り込まれたもの以外にも、様々な社会保障の抑制策が提言されてきた。代表例として、カナダで実施されている年金のクローバック制度（高所得者に対する年金給付削減を課税の形式で行うもの）や医療保険の積立方式化、スウェーデンなどで実施されている年金の「見なし掛金建て方式」²等がある。本稿では、わが国における世代間格差を世代会計と呼ばれる手法により計測した上で、消費増税などの財政再建策や主要な社会保障の改革案の効果について、世代間格差の全体像を踏まえた評価を試みる³。

次節では、試算のベンチマークとして、将来の消費税率引き上げや社会保障給付の抑制などを織り込まず、今後も現状の財政運営が続くとの前提で世代間格差を計測する。次に、第3節では、消費税率引き上げにより財政健全化が達成された場合に、世代間格差がどの程度是正されるかを検証するとともに、健全化が大幅に遅れた場合の世代間格差への影響についても分析する。第4節では、『一体改革大綱』で今後の検討事項とされた社会保障改革案から重要な施策を取り上げ、世代間の受益と負担への影響を試算する。第5節では本稿の試算結果に基づいて政策的示唆をまとめる。補論には、本稿で用いた分析手法や各試算の前提について、詳細な説明を記す。

¹ Auerbach et. al. (1999)。

² スウェーデン、イタリア、ノルウェー、ポーランドなどにおいて採用されている公的年金の方式である。毎年の年金給付がその年の保険料から支払われる点で賦課方式を維持しつつ、個人レベルでは仮想的な積み立てを行うことで給付と負担を均衡させるものである（スウェーデンが初めて開発・導入したため「スウェーデン方式」とも呼ばれる）。詳しくは高山（2002）や白石（2008）などを参照。

³ 本稿と同様に、世代間格差の全体像を踏まえて社会保障制度の改革案を評価したものに、増島他（2009）がある。主に2004年の社会保障改革について分析されており、マクロ経済スライドの導入や年金支給年齢の65歳への引き上げなどが検討対象となっている。

2. わが国における世代間格差 ～現状維持シナリオ～

(1) 世代間格差の計測方法

世代間格差の計測には、世代会計と呼ばれる手法が用いられることが多い。世代会計は、家計⁴が政府から受ける生涯受益（社会保障給付など）と政府に対する生涯負担（税や社会保険料など）を年齢階級別に計算し⁵、財政運営による世代間の受益と負担の格差を明らかにするものである。わが国でも年金財政の検証や経済財政白書等の分析で使用されており、財政運営における参考指標の1つとされている。

世代間格差の試算結果の説明に入る前に、ここで世代会計の方法を概観しておこう。伝統的な世代会計を表現した式は次のようになる。

$$\underbrace{\sum_{s=0}^d N_{t_0, t_0-s} H_{t_0, t_0-s}}_{\text{現存世代の将来純負担 (総額、現在割引価値)}} + \underbrace{\sum_{s=1}^{\infty} \frac{\bar{N} H_{t_0+s, t_0+s} (1+g)^s}{(1+r)^s}}_{\text{将来世代の生涯純負担 (総額、現在割引価値)}} = \underbrace{\sum_{s=1}^{\infty} \frac{GNT_{t_0+s}}{(1+r)^s}}_{\text{政府の非移転支出の将来分 (合計、現在割引価値)}} + B_{t_0} \quad \dots \textcircled{1}$$

現存世代の将来純負担 (総額、現在割引価値) 将来世代の生涯純負担 (総額、現在割引価値) 政府の非移転支出の将来分 (合計、現在割引価値)

$N_{t,k}$: k 年に生まれた世代が $t+1$ 年以降に支払う純負担の t 年における現在割引価値
(1世帯当たり平均)

\bar{N} : 将来世代の生涯純負担 (1世帯当たり平均)

$H_{t,k}$: k 年に生まれた世代の t 年における世帯数

GNT_t : t 年の非移転支出 (政府支出のうち、家計へ便益が移転しないもの)

B_t : t 年末の政府純債務残高

d : 寿命 (本稿の計算では一律に80歳と設定)

g : 経済成長率

t_0 : 基準年 (本稿では2009年度)

①式は、現在の政府純債務 B_{t_0} と将来の政府の非移転支出 $\sum_{s=1}^{\infty} GNT_{t_0+s} (1+r)^{-s}$ が、現存世代と将来世代の生涯純負担で賄わなければならないことを意味している。したがって、現在の政府純債務と将来の政府の非移転支出の値が固定されれば、現存世代と将来世代の純負担はトレードオフの関係となる。

①式を用いて世代会計の手順を説明しよう。まず一定の財政運営シナリオの下で現存世代の純負担 N_{t_0, t_0-s} と非移転支出 GNT_t の見通しを試算する。これにより、左辺第1項と右辺第1項が求まる。

⁴ 世代会計における家計の概念として、個人ベースと世帯ベースのどちらを採用するかは研究によって異なる (例えば増島他 (2009) は個人ベース、内閣府 (2005) は世帯ベース)。本稿では、世代会計を行う際に利用する家計収支の統計が主に世帯単位であることから、世帯ベースで分析を行う。ただし、世帯ベースで世代会計を行う場合には、将来世代の世帯数を推計する際に親からの独立や結婚などによる世帯数の変動をどのように扱うかが問題となる (補論 (1) -b を参照)。

⁵ 本稿における受益と負担の定義は、補論 (1) -a-(a) を参照。

右辺第2項の政府純債務残高 B_{t_0} は実績値として既に判明しているから、①式の残差として左辺第2項を計算することができる。最後に、計算された左辺第2項の値を将来世代の世帯数（現在割引価値に引き直したもの⁶⁾ $\sum H_{t_0+s,t_0+s} (1+g)^s (1+r)^{-s}$ で割ることで、将来世代の純負担 \bar{N} を算出する。

ただし、以上で計測された現存世代の純負担は基準年 t_0 より後のものに限られる。現存世代の過去の受益と負担については統計データから別途計算する必要がある。

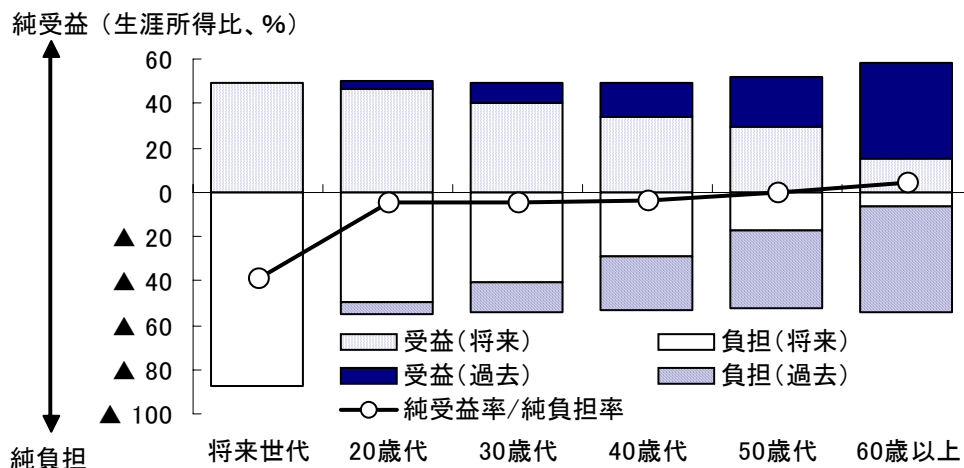
(2) 世代間格差の計測結果

以上のように、世代会計には前提となる財政運営シナリオが必要とされる。そこで、本稿における試算のベンチマークとして、基準年（2009年度）における受益と負担の構造が今後も維持されるケース（現状維持シナリオ）について世代間格差を計測する（ただし、『社会保障・税一体改革大綱』で決められた社会保障改革案のうち、詳細な制度設計が必要ないものについては今後の受益と負担に反映する⁷⁾）。

計測結果は、将来世代と現存世代間の格差が著しく大きいことを示している（図表1）。将来世代は生涯純負担率（生涯純負担の生涯所得に対する割合⁸⁾）が1世帯当たり38.8%（約9,600万円、現在割引価値）に上る一方、現存世代の純負担率は最も負担が大きい20歳代でも4.9%（同約1,300万円）にとどまる。将来世代と20歳代の生涯純負担率の差は33.9%Ptと、生涯所得の1/3を上回る著しい格差が生じていることが分かる。

また、現存世代間でも、高齢層と若年層との間に大きな格差が存在する。20歳代から50歳代まで

図表1 世代別の受益と負担（現状維持シナリオ）



(注) 1. 生涯純負担率 = 生涯純負担 / 生涯所得。

2. プラスが受益超、マイナスが負担超。

(資料) 内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」「国勢調査」

「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」等よりみずほ総合研究所作成

⁶⁾ 世帯数の現在割引価値という概念は麻生・吉田（1996）に拠る。

⁷⁾ 後掲図表5参照（消費税率引き上げは反映しない）。現状維持シナリオの詳細は補論（1）や（2）-aを参照。

⁸⁾ 社会保険料や所得税が累進的であるため、金額ベースでみると所得が高い世代ほど負担が大きくなる傾向がある。そこで、世代間（特に現存世代間）の格差は所得水準の違いを調整した生涯純負担率（生涯純負担/生涯所得）で比較す

は生涯負担が生涯受益を上回るのに対し、60歳以上の世代では受益超となっており、高齢層に対する給付を若い世代の負担で支えている構図が見てとれる。

(3) 世代間格差の背景

わが国の世代間格差が極めて大きく計測されるのは、①財政事情の厳しさと②少子高齢化の進行による将来世代の減少が影響するためである。

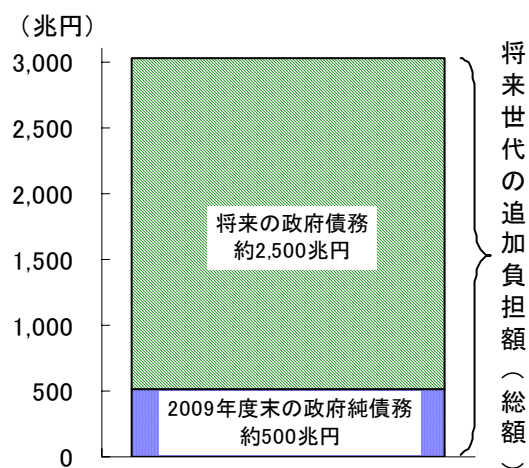
①財政事情の厳しさについては、2009年度末の政府純債務残高（約500兆円）と、現状維持シナリオの下で今後発生が見込まれるプライマリーバランス赤字額（累計約2,500兆円、現在割引価値）を合計した約3,000兆円が、将来世代に先送りされる追加負担の総額となる（図表2）。既に積み重なった政府債務の規模が大きいことに加えて、今後も巨額の財政赤字が見込まれることが将来世代の負担を押し上げる要因となっている。

②将来世代の減少の影響については、世帯数の少ない将来世代が現存世代の受益を支えることとなるため、1世帯当たりでみた将来世代の負担を押し上げる要因となる。仮に将来世代が現存世代並の世帯数を維持すれば、1世帯当りの生涯純負担率は20.3%（約5,000万円、現在割引価値）にとどまる。しかし、少子高齢化により将来世帯の世帯数は現存世帯と比べ大幅に減少するとみられるため（図表3）、1世帯当りの負担率は前述したように38.8%まで拡大する。

3. 財政健全化による世代間格差の是正効果 ～財政健全化シナリオ～

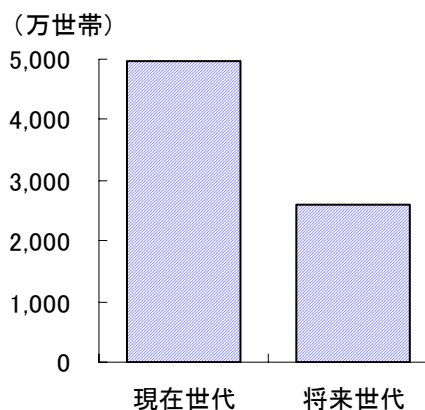
上述のとおり、わが国の世代間格差が極めて大きい一因は、先行きも含めた財政状況の厳しさにある。現状維持シナリオの下で発生する著しい世代間格差は到底許容できるものではなく、格差是正に

図表2 現状維持シナリオにおける将来世代の追加負担総額



(注) 将来世代に先送りされる追加負担の総額
(資料) みずほ総合研究所作成

図表3 現在世代と将来世代の世帯数



(注) 将来世代の世帯数は将来経済活動に参入する世帯数の「現在割引価値」。
詳細は補論(1)-b参照。
(資料) みずほ総合研究所作成

ることが多い（島澤（2011）参照）。

向けた財政再建の取り組みが急がれる。

では、財政再建を進めた場合に、世代間格差をどの程度是正することができるのだろうか。本節ではこの点について検証しよう（試算の詳細については補論（2）-bを参照）。

（1）政府目標のペースを維持して財政健全化を達成する場合

a. 試算の前提

まず、政府目標のペースを維持して財政健全化を達成する場合について分析を行う。

政府目標では、2015年度までのプライマリーバランス赤字半減及び2020年度までの黒字化が定められている。また目標達成に向けた具体策として、『社会保障・税一体改革大綱』では2014年度（4月に+3%）と2015年度半ば（10月に+2%）の消費税率引き上げが盛り込まれた。

ただし、『社会保障・税一体改革大綱』に盛り込まれた消費税率の10%への引き上げは、財政健全化の達成に十分ではない。先行研究における標準的な議論に従って、財政健全化の定義を「遠い将来における政府純債務の現在割引価値がゼロに収束する」という条件を満たすこととする⁹（Hamilton and Flavin（1986））と、社会保障以外の歳出抑制努力を続けるという前提のもとでは、財政再建に必要な消費税率は20%と試算される^{10,11}（前提条件や考え方については補論（2）-bを参照）。なお、社会保障の歳出抑制は第4節で検討する。

本項の試算では、消費税率は財政再建が完了する20%まで引き上げられることを前提とする。引き上げのスケジュールは政府案にならって、2015年度まで『社会保障・税一体改革大綱』と同じ時期・引き上げ幅を想定し、その後は5年に5%のペース（2%または3%の引き上げを2、3年に1回行う）での引き上げを想定する。また、消費税率引き上げのほかには、社会保障費以外の歳出抑制努力を継続するものとする（前提の詳細は補論（2）-bを参照）。

b. 試算結果

以上の前提で試算すると、将来世代の生涯純負担率は1世帯あたり25.1%（約6,200万円、現在割引価値）と、第2節で検討した現状維持ケース（38.8%）に比べ大幅に縮小する（図表4）。一方、現存世代の負担は若年層を中心に拡大し、20歳代の生涯純負担率は15.9%（同約4,100万円）へと高まる（現状維持ケースでは4.9%）。将来世代と現存世代の生涯純負担率の差は約9.2%Ptとなり、現状維持ケース（約33.9%Pt）に比べ大幅な格差是正が見込まれる。

一方、現存世代間の格差をみると、若年層を中心に負担が高まるため、若年層と高齢層の間の格差

⁹ 直感的には政府の債務返済能力を超えて国債発行を続ける「ねずみ講」（Ponzi scheme）が発生しないための条件とすることができ、持続可能性を判断する上で緩やかな判断基準と考えられる（より詳しくは補論（2）-b参照）。持続可能性に関する実証研究では、財政健全化の十分条件としてより厳しい「 n 年後（100年など）の政府債務残高（対GDP比）が基準年と同水準まで戻る」という条件が用いられることもある（Broda and Weinstein（2005）など）。これは、基準年（現時点）においては財政は破綻していない状態にあるので、将来の政府債務GDP比が基準年と同水準に戻ることが予測されるならば財政は破綻しないという考えに基づいている（土井（2006））。

¹⁰ 財政の持続可能性につき本稿と同様の定義に基づいて財政健全化に必要な消費税率を計算した貞廣・島澤（2001）では、増税だけで対応すると消費税率を1998年時点に比べて7.4倍程度に引き上げる必要があるとしている。

¹¹ 財政再建に必要な消費税率は、様々な前提条件の設定によって異なる。

が拡大する。健全化シナリオにおける現存世代の生涯純負担率は、20歳代が約15.9%の負担超であるのに対し、60歳以上は4.5%（同約1,300万円）の受益超となる（図表4）。20歳代と60歳以上の生涯純負担率の差は、財政健全化ケース（約20.4%Pt）の方が現状維持ケース（約9.6%Pt）よりも拡大する¹²。

このシナリオで現存世代間の格差が拡大するのは、増税に頼る財政再建手法では生涯負担の拡大幅が若年層ほど大きくなるためである。現存世代間も含めて世代間格差の是正を進めるためには、社会保障の抑制など高齢層に対する給付削減が必要であろう。この点は、後に第4節で詳しく検討する。

（2）財政健全化が遅れた場合

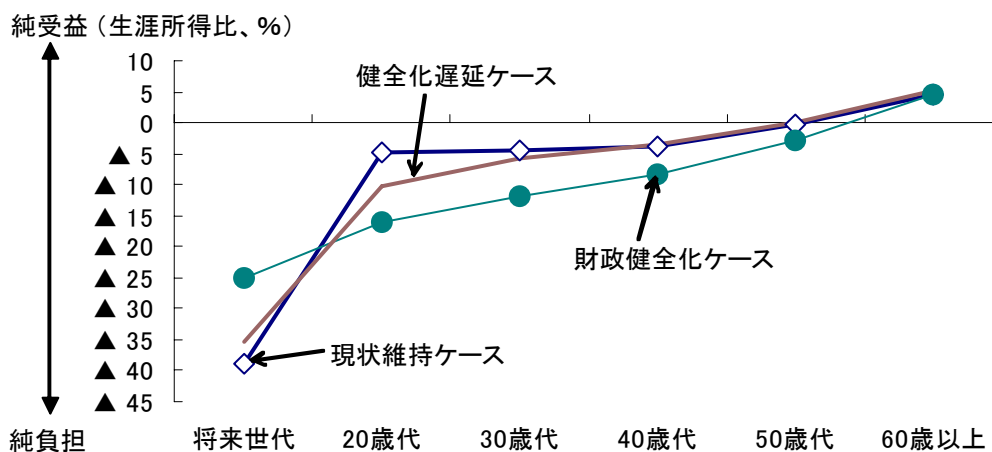
このように、財政再建を進めることで将来世代と現存世代間の格差はかなりの程度改善する。しかし、仮に財政再建を進めたとしても、そのペースが遅れた場合は、将来世代に先送りされる負担が拡大するため、財政再建による世代間格差の是正幅は小幅にとどまることになる。

健全化が遅れた場合、将来世代と現存世代間でどの程度の格差が残るだろうか。問題点を明確にするため、2050年度まで財政の悪化が放置され、2050年度から健全化策が実行されるというやや極端なケースを想定して試算を行う。

試算結果をみると、将来世代の生涯負担率は約35.2%と、財政再建が達成されるにもかかわらず、現状維持ケース（約38.8%）からほとんど改善しない。将来世代と現存世代の生涯純負担率の差も約24.9%Ptと、現状維持ケース（約33.9%Pt）から大幅な改善は見込めない。

健全化遅延ケースにおいて将来世代と現存世代の世代間格差の改善効果が低くなるのは、財政再建

図表4 健全化シナリオ別にみた世代別生涯純受益率/純負担率



（注）プラスが受益超、マイナスが負担超を示す。
 （資料）内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」「国勢調査」
 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」等よりみずほ総研作成

¹² 財政健全化を増税により進めた場合に現存世代間の格差が拡大するとの結果は、増島・田中（2010）においても示されている。

に必要な増税や歳出抑制が現存世代の生存中にほとんど実行されず、将来世代の負担となるためである。健全化の遅延により財政再建に必要とされる消費税率は41%まで拡大するが、増税の実施を2050年度以降と想定したため税率引き上げ分のほとんどは将来世代の負担となる。現存世代の多くは5%の消費税しか負担しない。

以上のように、財政再建を達成できたとしても、その時点が遅れば遅れるほど世代間格差の拡大を許すことになる。将来世代と現存世代の世代間格差の是正の観点からは、単に健全化を進めるだけでなく、健全化のペースが非常に重要であることがわかる。

4. 現存世代間の格差是正策 ～社会保障改革～

以上では、主に将来世代と現存世代の世代間格差について検討してきた。第3節で示されたとおり、政府目標のペースを維持して財政再建を達成すれば、将来世代と現存世代の格差は縮小するとみられる。しかし、その手段が主に増税である場合、現存世代間、すなわち現存する世代における若年世代と高齢世代などの世代間格差は現状維持ケースに比べてむしろ拡大する。そこで以下では、こうした現存世代間の格差に焦点を当てて格差是正策を検討する。

現存世代間の格差も含めて世代間格差の是正を進めるためには、高齢世代の受益を押し上げている社会保障費の削減が不可欠である。このような問題意識から、これまでも社会保障改革による給付抑制の必要性が訴えられてきた。本節では、『社会保障・税一体改革大綱』の取りまとめに向けて検討されてきた社会保障費抑制策や、先行研究で提唱されてきた改革案を概観し、その主要な案について世代間格差に与える影響を検討する。

(1) 先送りされた目玉施策（給付抑制策）の格差是正効果

政府が進める社会保障改革では、給付抑制だけでなく機能強化にも力点が置かれている。その結果、2012年2月に閣議決定された『社会保障・税一体改革大綱』は、全体として給付の拡大が抑制額を上回る内容となった。特に、子ども・子育て関連の支出や年金の最低保障機能の強化など民主党マニフェストに沿った歳出の拡大が大きい。他方、削減策としては、年金の物価スライド特例分解消や高所得者の年金給付見直しなどが盛り込まれた。

大綱に盛り込まれた社会保障改革の中で、財政への詳細な影響が試算可能な「子ども・子育て支援」関連や「医療・介護サービスの提供体制強化」については、第2節、第3節で検討した現状維持シナリオや財政再建シナリオ等に織り込んでいる¹³（図表5）。したがって、第3節の試算結果において現存世代間の格差が大きいことは、これらの施策を実行しても現存世代間の格差是正には不十分であることを示している。また、『一体改革大綱』に盛り込まれた施策の中で上記シナリオに織り込んでいないものについても、年金など高齢者向けの施策を中心に公費所要額が抑制額を上回るため、現存世

¹³ 「子ども・子育て支援」や「医療・介護の供給体制強化」については、2025年度までの政府財政試算の試算過程が詳細に公開されている。本稿では、公開されているデータファイルを2100年度まで延長した上で、現状維持シナリオや財政再建シナリオ等に織り込んだ。

図表5 社会保障改革における主な給付拡大項目と抑制項目

	給付拡大(負担減)	公費 所要額	本稿での 試算	給付抑制(負担増)	公費 削減額	本稿での 試算
子ども・ 子育て	保育などの量的拡充、幼保一体化などの機能強化					
	・待機児童の解消 ・幼保一体化の実現など	7000億円	第2節で 反映済み	・保育などへの多様な事業主体の参入促進など	-	-
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化					
	・在宅医療の充実	8700億円	第2節で 反映済み	・平均在院日数の減少など	▲4300億円	第2節で 反映済み
	・地域包括ケアシステムなど介護機能の強化など	2500億円		・外来診療の適正化など	▲1200億円	
	・医療介護のマンパワー増強	2400億円		・介護予防など	▲1800億円	
	保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策					
	・低所得者の健康保険料軽減など	2200億円	反映せず	・短時間労働者の被用者保険適用拡大	▲1600億円	反映せず
	・高齢者の介護保険料軽減	1300億円		・介護納付金の総報酬割導入	▲1600億円	
	・高額療養費の見直し	1300億円		当面見送り		
	・総合合算制度(導入は2015年度以降)など	4000億円		・受診時の定額負担(初診・再診時の100円)	▲1300億円	反映せず
				・70~74歳の医療費自己負担引上げ(1割⇒2割)	▲2000億円	第4節(1) で試算
年金	現行制度の改善					
	・最低保障機能の強化(低所得者への加算など)	6000億円	反映せず	・物価スライド特例廃止	▲1000億円	反映せず
	・短時間労働者への厚生年金適用拡大			・高所得者の年金給付見直し (公的年金等控除縮減についても検討)	▲650億円	第4節(2) で試算
	・第3号被保険者制度見直し			当面見送り		
	・在職老齢年金見直し			・デフレ下のマクロ経済スライド	▲1000億円	反映せず
	・産休期間中の保険料負担免除			・支給開始年齢引き上げ(65歳⇒68歳)	▲5000億円	第4節(1) で試算
	・被用者年金の一元化			・厚生年金の標準報酬上限引き上げ	-	-

(注)1. 公費所要額は原則として「社会保障に係る費用の将来推計について」(社会保障改革に関する集中検討会議第十回(2011年6月2日開催)の参考資料)で示された額。

ただし、高所得者の年金給付見直しは2012年2月時点の民主党による検討案、70~74歳の医療費自己負担率引上げは毎年度の予算措置額。

2. 支給開始年齢の引上げの公費削減額は、基礎年金部分について1歳引上げた場合の削減額。

(資料)「社会保障・税一体改革素案骨子(社会保障部分)」、「社会保障に係る費用の将来推計について」などよりみずほ総合研究所作成

図表6 年金支給開始年齢の引き上げ時期(現行スケジュールとシミュレーションシナリオ)

	現行スケジュール				シミュレーション			
	男性		女性		男性		女性	
	定額	報酬比例	定額	報酬比例	定額	報酬比例	定額	報酬比例
61歳	実施済み	2013年度	実施済み	2018年度	実施済み	2013年度	実施済み	2013年度
62歳	実施済み	2016年度	実施済み	2021年度	実施済み	2016年度	実施済み	2016年度
63歳	実施済み	2019年度	2012年度	2024年度	実施済み	2019年度	2012年度	2019年度
64歳	実施済み	2022年度	2015年度	2027年度	実施済み	2022年度	2015年度	2022年度
65歳	2013年度	2025年度	2018年度	2030年度	2013年度	2025年度	2018年度	2025年度
66歳	-	-	-	-	2028年度	2028年度	2028年度	2028年度
67歳	-	-	-	-	2031年度	2031年度	2031年度	2031年度
68歳	-	-	-	-	2034年度	2034年度	2034年度	2034年度

(注)1. シミュレーションにおいて、現行スケジュールから変更されると仮定した部分を網掛けで表示。

2. 各行は第一列に示された年齢への引き上げ時期を表示(例えば61歳の行は61歳への引き上げ時期)。

(資料)みずほ総合研究所作成

代の世代間格差の是正には期待できない。

一方、年金支給開始年齢の引き上げや70～74歳の医療費自己負担率引き上げなどの給付抑制策は、『一体改革大綱』においては将来の検討課題とされた。年金支給開始年齢の引き上げが先送りされたのは、既に決定されている65歳への引き上げが完了するのが2030年度とされていることから、追加的な引き上げの決定を急ぐ必要がなかったためとみられる¹⁴。また、70～74歳の医療費自己負担割合については、新しい高齢者医療制度への移行（2013年度、後期高齢者医療制度の廃止）にあわせて再検討される見通しである。

以下では、先送りされたこれら2つの施策を実施した場合に、どの程度現存世代間の格差が改善するかを検証する。

a. 試算の前提

①年金支給開始年齢の68歳への引き上げの効果については、図表6のような支給開始年齢の引き上げスケジュールを検討対象とする。現行の引き上げスケジュールでは3年に1歳のペースで65歳への引き上げが決められているが、これを68歳まで延長する。現行スケジュールにおける65歳への引き上げは既に第2節や第3節の試算（現状維持シナリオや財政健全化シナリオ等）に織り込んでおり、本節では年金支給開始年齢を65歳から68歳へと3歳分引き上げることによる効果を検証する。また、女性の報酬比例部分については、男性より5年遅れとされている現行の引き上げスケジュールを前倒しし、男性の報酬比例部分と同じスケジュールと仮定する。

②高齢者医療の患者自己負担率引き上げについては、70～74歳について2割への引き上げを想定する。2012年3月時点で、70歳以上の負担割合は原則1割（現役並み所得者は3割）となっている。このうち70～74歳は、自公政権時の2006年に1割から2割負担へ法改正されたが、1割負担に凍結されたままであり、毎年2,000億円程度の国費負担が生じている。本稿では、70～74歳の負担割合が2013年度以降段階的に2割に引き上げられた場合¹⁵を想定して受益減の影響をみる。

b. 試算結果

年金支給開始年齢の引き上げと70～74歳の医療費自己負担割合引き上げという2つの施策が、世

図表7 社会保障の給付抑制策を強化した場合の生涯純受益率/純負担率

	(生涯所得比、%)					
	将来世代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
財政健全化シナリオ(第3節)	▲ 25.1	▲ 15.9	▲ 12.0	▲ 8.5	▲ 2.9	4.5
+年金支給開始年齢の引き上げ ・医療費自己負担割合引き上げ	▲ 24.9	▲ 14.4	▲ 11.6	▲ 8.5	▲ 3.3	4.1
+高所得者の年金減額上積み	▲ 24.7	▲ 14.4	▲ 11.6	▲ 8.5	▲ 3.4	4.0
+公的年金等控除の廃止	▲ 24.4	▲ 14.2	▲ 11.5	▲ 8.7	▲ 3.7	3.7

(注) プラスは受益超幅、マイナスは負担超幅を表す。

(資料) みずほ総合研究所試算

¹⁴ 現行スケジュールのもとでは、男性の支給開始年齢引き上げ（報酬比例部分）完了時期が2025年度、女性が2030年度である（図表6参照）。

¹⁵ 2013年度以降に新たに70歳になった人から2割負担に移行すると想定した（2012年度時点で70～74歳の人は2013

代別の受益と負担に与える影響を見てみよう。具体的には、財政健全化を消費増税を中心に進めた場合（第3節の財政健全化ケース）と、消費増税に2つの社会保障改革（給付抑制策）を組み合わせた場合の世代別受益と負担の違いを、社会保障改革の効果として計算する。

試算結果は図表7に示した通りである。両施策は現存世代間の格差を是正する効果があるものの、その効果は大きいとはいえない。現存世代の生涯純負担率をみると、60歳以上の受益超幅は4.1%となり、消費増税を中心とした健全化ケース（4.5%）から小幅な縮小にとどまる。若年層の負担も20歳代の純負担率が14.4%（消費増税を中心とした健全化ケースでは15.9%）とわずかに改善するにすぎない。両世代の間には、生涯純負担率でみて約18.5%Ptの格差が残る。

これらの給付抑制策を実行しても高齢世代の受益抑制効果が小さいのは、主に年金支給開始年齢の引き上げに時間を要するためである。本試算において、支給開始年齢の66歳以上への引き上げが始まるのは2028年度以降である。支給開始年齢の引き上げによる給付抑制効果が本格的に現れるには、現在の若年・中年世代が高齢者になるまで待たなければならない。他方、医療費の自己負担率引き上げは2013年度からの実施を前提としたため現在の高齢世代にも受益の抑制効果が働くものの、抑制規模自体が小さい。

（2）給付抑制策の強化

以上のように、年金支給開始年齢の68歳への引き上げや国民健康保険の自己負担率引き上げ（70～74歳について、1割から2割）だけでは現存世代間の格差是正には不十分である。現存世代間の格差是正には、さらなる給付抑制策を検討する必要がある。

政府案に挙がっていた給付抑制策の中で、高齢世代の受益抑制効果が見込めるものに高所得者に対する年金減額がある¹⁶。報道によれば、『一体改革大綱』を受けて政府・与党により検討されている具体案は、年収が850万円以上の年金受給者から基礎年金の減額をはじめ、1200万円～1300万円程度で基礎年金の半分（国庫負担相当分）を減額する内容とされる¹⁷。年収850万円以上からの減額は、先行研究などで提示されている案と比べてかなり緩やかな措置であり、減額幅の一層の上積みは可能とみられる。

また、所得税における公的年金等控除については、廃止を検討する余地があろう。公的年金等控除を含む年金税制はこれまでも議論の対象となってきた。2004年度税制改正の際には、老年者控除の廃止と同時に、公的年金等控除も縮小（65歳以上の者に対する上乘せ措置廃止）されている。そして今回、政府による検討段階において、高所得者に対する年金給付の見直し策の一つとして、公的年金等控除の見直しが挙げられた。公的年金等控除を巡っては従来から制度自体の合理性に対する問題が

年度以降も1割負担のまま）。

¹⁶ 高所得者の年金減額は年金のクローバック制度として提唱されることもある。年金のクローバック制度とは、高所得者について基礎年金受給額の一部を税金の形式で払い戻してもらい制度であり、1989年にカナダにおいて財政再建策の一つとして導入された。『一体改革大綱』に盛り込まれたのは支給額の直接減額であり、カナダのクローバック制度の形式とは異なるが、最終的な受給額が減らされる点で経済効果は共通する。

¹⁷ 日本経済新聞2012年2月10日朝刊など。

指摘されているため^{18, 19}、本稿では廃止による効果を検討する。

①高所得者に対する年金減額の上積み

a. 試算の前提

年金減額の積み増しを検討する際には、平均寿命まで生きても過去に払った保険料分を取り戻せなくなることを避けることが少なくとも必要である。このような事態を回避しつつ年金減額を実施するためには、減額対象を公的年金給付の税方式部分（基礎年金の 1/2（国庫負担分））に限る必要がある²⁰。そこで本稿の試算では、基礎年金の国庫負担部分に限定して白石（2009）²¹と同程度の年金減額を想定した。具体的には、年収 300 万円以上の年金受給者を対象に、収入 1 万円ごとに基礎年金を 0.25%ずつ減額（年収 500 万円を超えると、減額割合は 50%で一定）することにした²²。

b. 試算の結果

試算結果をみると、厳しめの減額にもかかわらず現存世代間の格差はほとんど改善しない。60 歳以上の生涯純受益率は 4.0%（消費増税中心の財政健全化シナリオでは 4.5%）とわずかな抑制にとどまっている（前掲図表 7）。20 歳代の純負担率についても 14.4%（同 15.9%）と小幅な改善にとどまる。

②公的年金等控除の廃止

a. 試算の前提

公的年金受給者の所得税の計算においては、公的年金等の収入金額から公的年金等控除など各種控除を差し引きし、課税所得を算出する必要がある。ただし、公的年金等控除を廃止したとしても、基礎控除や配偶者控除、社会保険料控除等が存在するため、年金受給者の負担が直ちに拡大するとは限らない。公的年金の受け取りが年間 100 万円以下（公的年金受給者の半数程度を占める）であれば、

¹⁸ 公的年金等控除は「公的年金の固有の役割から他の所得との負担調整」のために必要とされるが、公的年金についてのみ特別に生活支援のための控除を設けることは合理的とはいえない。所得の源泉が公的年金であっても、給与所得などの公的年金以外であっても、所得水準が同じ場合には生活支援の必要性の程度は変わらないからである。また、公的年金以外にも適用される控除として基礎控除や医療費控除などがある。仮に、控除を通じて生活支援を強化する必要があるのであれば、これらの控除を増額するか、若しくは他の合理的な事由に基づく控除を設定すべきであろう。田近・古谷（2003）も「課税の原則からは、公的年金控除といった年金という所得に対する特別な控除を支持することはできない」と主張する。また、政府税調においても、「公的年金等控除については、社会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる」と指摘されている（政府税制調査会（2002））。

¹⁹ 公的年金等控除の金額は最低控除額が 120 万円（65 歳以上の場合。租税特別措置法 41 条の 15 の 2 第 1 項）とされるなど、給与所得控除（最低額は 65 万円）と比べても高めの設定がなされている。ただし、高所得層では公的年金等控除の金額の方が給与所得控除よりも若干少ない。

²⁰ 政府・民主党が検討している年金減額の実施案も、基礎年金の国庫負担部分を対象としている。なお、2008 年度に社会保障国民会議が行った試算では、年収 600 万以上の受給者に対し、収入 1 万円の増加ごとに 0.25%ずつの減額という比較的緩やかな年金減額を実施した場合、基礎年金の 1.3%程度の給付抑制にとどまるとの結果が示されている（内閣官房（2008））。

²¹ 白石（2009）は、基礎年金の完全税方式を前提に、基礎年金全額について高所得者の減額による効果を試算している（年収 300 万円以上の年金受給者について、収入が 1 万円増加するごとに 0.5%ずつの減額（年収 500 万円以上は基礎年金全額カット）を想定）。その結果、基礎年金の約 8.8%に相当する給付抑制が見込めるとされる。

²² 減額率が脚注 21 で説明した白石（2009）の半分となっているのは、白石（2009）が基礎年金の全額を対象に年金減額を想定するのに対して、本稿では基礎年金の半分を対象に想定したためである。

公的年金等控除が廃止されてもその他の控除により課税所得はゼロに近くなる（ただし、配偶者の有無や他の所得の有無などによって左右される）。他方、公的年金の受給額が年間100万円を上回ると、基礎控除などでは課税所得から控除しきれなくなるため、公的年金等控除廃止の影響を受けることになる（図表8）。これらを加味すると、公的年金等控除廃止による所得税収の増加額は総額で2.2兆円程度と試算される²³。

b. 試算の結果

高齢世代に総額2.2兆円の負担増が毎年発生するため、現存世代間の格差縮小が期待されるものの、公的年金等控除廃止後の高齢世代の生涯純受益率は3.7%（消費増税中心の財政健全化シナリオでは4.5%）と小幅な縮小にとどまる。若年世代の負担率も14.2%（同15.9%）とわずかに改善するにすぎない（前掲図表7）。

5. まとめ

本稿では、世代会計の手法を用いて、わが国における世代間格差の現状を分析した。主要な結論は以下の通りである。①現状の財政運営が続く下では、生涯所得に対する純負担の割合でみて、現存世代と将来世代間で約34%Pt、現存世代間で約10%Ptの大幅な格差が発生すると見込まれる（図表9）。一方、②財政健全化を着実に進めれば、将来世代と現存世代の間の格差は大幅に改善するとみられる。ただし、財政健全化を達成するためには20%の消費税率が必要となる。他方、③現存世代間の格差は、財政健全化を消費増税に依存して進めた場合、むしろ拡大する結果となる。現存世代間の格差は正には社会保障給付の抑制が不可欠であるが、④『一体改革大綱』に盛り込まれた年金支給開始年齢の引

図表8 公的年金等控除廃止による課税総所得の変化

	全体	本人の公的年金・年金額階級							
		50万円未満	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～250万円	250～300万円	300～350万円	350万円以上
公的年金受給者数(65歳以上、万人)	3,259	621	1,057	452	337	299	260	160	72
公的年金平均値(万円)	129	25	75	125	175	225	275	325	432
公的年金等控除額平均値(万円)		25	75	120	120	120	120	120	143
所得控除									
基礎控除		38	38	38	38	38	38	38	38
配偶者控除平均値		30	30	30	30	30	30	30	30
社会保険料控除平均値		12	12	11	13	14	16	19	20
医療費控除平均値									
公的年金等控除維持		10	10	8	8	7	4	1	3
公的年金等控除廃止		8	6	2	2	2	2	1	3
その他の所得控除平均値		7	7	7	7	7	7	7	7
課税総所得(万円)									
公的年金等控除維持		0	0	0	0	10	60	111	191
廃止		0	0	37	86	134	182	231	335

(注) 1. 所得は公的年金のみと仮定。

2. 配偶者控除の平均値は平均的な有配偶率から試算。社会保険料控除や医療費控除の平均値は所得階級別の支出をもとに試算。

その他の所得控除は、基礎控除、社会保険料控除、医療費控除以外の控除額の平均値。

(資料) 厚生労働省「平成19年年金制度基礎調査」等によりみずほ総合研究所作成

²³ なお、公的年金等控除を廃止ではなく給与所得控除並みに縮小した場合の増収額を試算すると0.2兆円程度にとどまる。

き上げなどを実行に移したとしても、現存世代間の格差是正は容易ではない。

以上のように、将来世代と現存世代間の格差是正に比べ、現存世代間の格差是正が困難である理由は、世代間格差を引き起こす源泉である潜在的な政府純債務が既に巨額に上っているためである。財政の持続可能性が保たれる水準まで政府純債務を抑制するためには、いずれかの世代で純負担の増加を受け入れなければならない。したがって、負担を受け入れる世代の前後で国民負担の不均衡が生じることになる。例えば、現存世代が純負担の増加を受け入れれば、現存世代と将来世代間の格差は是正されるが、現存世代間で格差が生じる。他方、現存世代が純負担の増加を受け入れなければ、将来世代に負担が持ち越される。

さらに、現存世代が純負担の増加を受け入れずに将来世代に負担が持ち越された場合、財政状況は一段と悪化するので、財政の持続可能性を保つために必要な純負担の引き上げ幅も拡大することになる。その結果、将来世代間で生じる格差は、現存世代が純負担の増加を受け入れた場合に生じる現存世代間の格差よりも拡大すると考えられる。

将来世代への大幅な格差の持ち越しを防ぐことは現存世代の責務である。そのためには現存世代が純負担の増加を受け入れなければならないが、結果として現存世代間の格差拡大が避けられないことを認識する必要がある。ただし、現存世代間の格差拡大を少しでも抑制するためには、増税だけでなく高齢者への社会保障給付の抑制策を組み合わせることも必要となる。

こうした負担増に対して現存世代の理解を得るためには、本稿で論じたような国民負担と受益の関係を丁寧に説明していくことが必要であろう。現存世代の負担増は、将来世代への大幅な格差の持ち越しを防ぐために求められるものである。現存世代が純負担の増加を受け入れたとしても、将来世代にはそれをさらに上回る負担がかかるのである。

本稿では検討の対象外としたが、世代間格差の是正を進めるためには、国民の受益と負担を均衡さ

**図表 9 本稿の試算結果まとめ
(シナリオ別の世代間格差)**

	純受益率/純負担率			純受益率/純負担率の差	
	将来世代	20歳代	60歳以上	将来世代と 現存世代	現存世代間
現状維持シナリオ(第2節)	▲ 38.8	▲ 4.9	4.7	33.9	9.6
財政健全化シナリオ(第3節)	▲ 25.1	▲ 15.9	4.5	9.2	20.4
十年金支給開始年齢引き上げ ・医療費自己負担率引き上げ(第4節)	▲ 24.9	▲ 14.4	4.1	10.5	18.5
十高齢者の年金減額上積み(第4節)	▲ 24.7	▲ 14.4	4.0	10.3	18.4
十公的年金等控除の廃止(第4節)	▲ 24.4	▲ 14.2	3.7	10.2	17.9

(注) 1. 将来世代や現存世代の純受益率/純負担率はプラスが受益超、マイナスが負担超。

2. 将来世代と現存世代間の差は、将来世代と20歳代の純受益率/純負担率の差。現存世代間の差は、20歳代と60歳以上の純受益率/純負担率の差。

(資料) みずほ総合研究所作成

せる仕組みの導入²⁴などについても検討する余地があろう。また、将来世代が現在の国政に声を反映できない世代であることを踏まえると、彼/彼女らの利益を守るために、現在の財政運営を適切に規律する制度の導入も必要となろう²⁵。

6. 補論

補論では、まず(1)で、本稿の世代会計の具体的な計算手順や利用した統計などを解説する。また、計算手順の解説に必要な範囲内で理論的な説明を行う。(2)では、本稿の世代会計で前提とした各シナリオの想定を説明する。

(1) 世代会計の方法について

(1)では、本論(第2節第1項)で述べた世代会計の手順を、現存世代と将来世代別に説明する。ここで、現存世代の純負担は、①基準年分、②過去分および③将来分に分かれる。

a. 現存世代の純負担

(a) 基準年分

はじめに、現存世代の基準年 t_0 (本稿では2009年度)における純負担の算出方法を説明しよう。基準年 t_0 における k 年に生まれた世代の1世帯当たり純負担は次式で表される。

$$T_{t_0,k} = \sum_i \tau_{t_0,k}^i = \sum_i \frac{G_{t_0,k}^i}{H_{t_0,k}} \dots \textcircled{2}$$

$T_{t,k}$: k 年に生まれた世代の t 年における純負担(1世帯当たり)

$\tau_{t,k}^i$: 第 i 番目の受益・負担項目に関する、 k 年に生まれた世代の t 年における受益(マイナスの場合)または負担(プラスの場合)(1世帯当たり)

$G_{t,k}^i$: 第 i 番目の受益・負担項目に関する、 k 年に生まれた世代の t 年における受益(マイナスの場合)または負担(プラスの場合)(マクロベース)

$H_{t,k}$: k 年に生まれた世代の t 年における世帯数

②式は、 k 年に生まれた世代の1世帯当たり純負担 $T_{t_0,k}$ が、各受益・負担項目(1世帯当たりが $\tau_{t_0,k}^i$ 、マクロベースが $G_{t_0,k}^i$)の合計として計算されることを示している。

²⁴ これまでに提言されてきた制度として、医療保険の積み立て方式や年金の「スウェーデン方式」(見なし掛金建て方式)などがある。医療保険の積み立て方式化とは、将来の医療給付に備えて予め保険料率引き上げや増税などを行い基金を積み立てる制度であり、世代毎の受益と負担を均衡させる効果がある。また、年金の「スウェーデン方式」は個人レベルの受益と負担を均衡させる仕組みである。ただし、いずれの制度も早急な移行は現存世代に急激な変化を強いるため、段階的な移行が現実的な選択肢であろう。

²⁵ 現在の法制度上は財政法4条が赤字国債の発行禁止を定めているが、近年は赤字国債の発行を認める特例法の制定が恒常化しており十分な機能を果たしていない。こうした状況を踏まえ、政府の検討会では、将来世代への配慮義務を明確化した「世代間公平基本法」の制定や将来世代の利益を代表する独立行政委員会として「世代間公平確保委員会」の設置などが提言されている(内閣府(2011))。さらに、より実効性の高い規律としては、憲法への均衡財政の明記なども真剣に検討されるべきだろう(憲法の現行規定においても、「全国民を代表する選挙された議員」(43条1項)の「全国民」に将来世代が含まれ、抽象的には将来世代への配慮義務が課されているとの指摘がある(内閣府(2011))。

ここで、項目別世代別の受益・負担 $G_{t_0,k}^i$ は、国民経済計算の項目別受益・負担 $G_{t_0}^i$ に別途計算した世代別配分率を掛け合わせて算出する（③式参照）。

$$G_{t_0,k}^i = G_{t_0}^i \underbrace{\frac{\alpha_{t_0,k}^i H_{t_0,k}}{\sum_k (\alpha_{t_0,k}^i H_{t_0,k})}}_{\text{世代別配分比率}} \cdots \textcircled{3}$$

$G_{t_0}^i$: t_0 年における第 i 番目の受益または負担（国民経済計算ベース）

$\alpha_{t_0,k}^i$: 第 i 番目の受益・負担項目に関する、 k 年に生まれた世代の t_0 年における受益または負担（1世帯当たり、『家計調査』や『全国消費実態調査』などを採用）

受益・負担項目 i として具体的にどの項目を採用するかは分析によって異なる。本稿では、家計の受益項目として、政府の最終消費支出²⁶（現物社会給付以外。教育支出とその他支出に分ける）、補助金等（補助金と社会扶助給付の合計）、社会保障給付（現金の社会保障給付と現物社会給付の合計）、その他の受益（政府から対家計民間非営利団体への経常移転²⁷）を採用した^{28,29}。また、家計の負担項目としては、生産・輸入に課される税、所得・富等に課される税（家計および法人³⁰）、社会負担、その他負担（資本税）を採用した。参考のため、基準年における各項目の値を図表 10 に掲げておく。

上記の受益・負担項目について、それぞれの世代別配分比率の計算方法を説明しよう。③式から分かるとおり、世代別配分比率は項目別世代別の 1 世帯当たり受益・負担 $\alpha_{t_0,k}^i$ に世代別の世帯数 $H_{t_0,k}$ を掛け合わせて算出する。項目別世代別の 1 世帯当たり受益・負担 $\alpha_{t_0,k}^i$ は、『家計調査』や『全国消費実態調査』などの世帯調査における世帯主の年齢階級別の集計値を用い、世代別の世帯数 $H_{t_0,k}$ は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口・世帯数（平成 18 年 12 月推計）』の出生中位・死亡中位推計における 2009 年の世帯主の年齢階級別一般世帯数（総数）を用いた。

本稿での世代会計における世代の区分は、世帯調査のデータの利用可能性を踏まえて、5 段階（20

²⁶ 本稿における家計の受益・負担項目は、国民経済計算における一般政府部門の所得支出勘定や資本調達勘定で用いられる概念に基づいている。

²⁷ 93 SNA では表章項目がなくなったため 1999 年度まで 68 SNA の値を基に算出し、2000 年度以降は名目 GDP の伸びを用いて延長した（マクロベース）。

²⁸ 世代会計の先行研究では、社会保障給付や補助金などは受益項目として通常採用されるが、最終消費支出（現物社会給付以外）の扱いは分かれている。本稿では、現物社会給付以外の最終消費支出も何らかの形で家計に便益が移転すると考え（例えば教育支出など）、家計の受益に含めた。なお、内閣府（2005）は最終消費支出に加え、固定資本形成も家計の受益に含んでいる。しかし、最終消費支出に固定資本減耗が含まれることから、公共投資からの受益が 2 重計上されることを避けるため、本稿では固定資本形成は家計の受益項目に含まなかった。

²⁹ 受益項目として採用した「最終消費支出」には公務員の雇用者報酬が含まれる。一方、「無基金雇用者社会給付」（公務員の労災など）は受益項目に採用しなかった。これは、「最終消費支出」の雇用者報酬と同額の国民へのサービス提供がなされたと考えられるのに対し、「無基金雇用者社会給付」は国民へのサービス提供が行われたとはいえないとの考えに基づいている。

³⁰ 法人負担（法人税等）も、製品価格や賃金、資本所得を通じて企業から家計に転嫁されると考えた。

図表 10 基準年（2009 年度）における家計の受益と負担（政府支出と収入）

（単位：兆円）

	家計の受益 （政府の支出）	家計の負担 （政府の収入）
所得支出勘定		
①第1次所得の配分勘定		
生産・輸入品に課される税		38.6
補助金	3.7	
②第2次所得の配分勘定		
現金による社会保障給付	53.7	
社会扶助給付	8.2	
その他の経常移転（支払）	2.4	
所得・富等に課される経常税		36.7
社会負担		55.5
③現物所得の再配分勘定		
現物社会給付	35.7	
個別的非市場財・サービスの移転	18.1	
④所得の使用勘定		
集合消費支出	41.1	
資本調達勘定		
資本移転／居住者から／うち資本税		1.3
合計	162.9	132.2

（注）1.家計の受益・負担項目として採用した政府の支出および政府の負担。

2.2000年基準SNA。

3.個別的な非市場財・サービスの移転と集合消費支出、現物社会給付が政府の消費支出に該当。

（資料）内閣府「国民経済計算確報」などよりみずほ総合研究所作成

図表 11 世代別配分比率に用いた統計（世代別1世帯当たりの受益・負担）

	統計	項目
受益		
最終消費支出		
教育支出	家計調査（2人以上の勤労者世帯）	教育
その他		
補助金等		
社会保障給付	家計調査（2人以上の勤労者世帯）	社会保障給付
その他受益		
負担		
生産・輸入に課される税	家計調査（2人以上の勤労者世帯）	消費支出
所得・富等に課される税		
家計の直接負担	家計調査（2人以上の勤労者世帯）	直接税
法人税等の間接的な負担		
製品価格を通じた転嫁（50%）	家計調査（2人以上の勤労者世帯）	消費支出
賃金を通じた転嫁（32.5%）	家計調査（2人以上の勤労者世帯）	勤め先収入
資本所得を通じた転嫁（17.5%）	全国消費実態調査（2人以上の勤労者世帯）	貯蓄現在高
社会負担	全国消費実態調査（2人以上の勤労者世帯）	社会保険料
その他負担		

（資料）みずほ総合研究所作成

歳代：20～29 歳、30 歳代：30～39 歳、40 歳代：40～49 歳、50 歳代：50～59 歳代、60 歳以上)³¹とした。また、世帯主の寿命は80歳との前提を置いている。

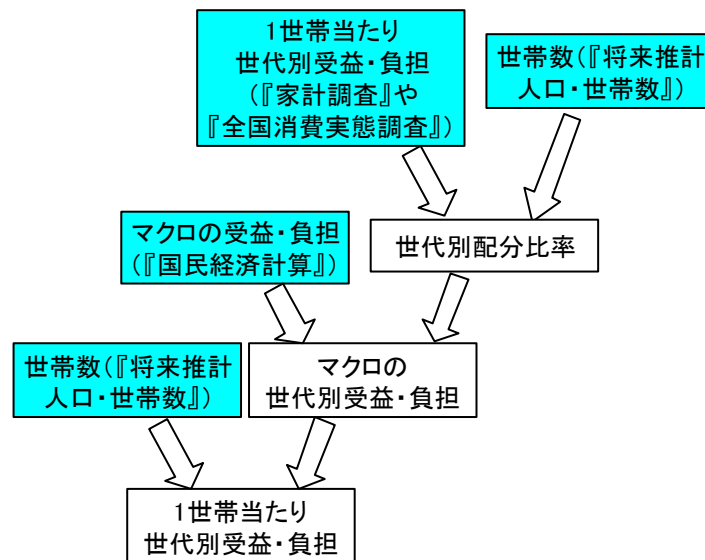
項目別世代別の1世帯当たり受益・負担 $\alpha_{i_0,k}^i$ に用いた具体的な統計・項目は、図表11に掲げた。図表11の中で斜線が入っている項目は、1世帯当たりの受益・負担が世代間で同じと仮定し、世代別の世帯数のみをウェイトとして配分したものである。なお、所得・富等に課される税の法人分については、内閣府(2005)を参考にして、①製品価格、②賃金、③資本所得を通じて家計に転嫁されると仮定し、①～③毎に世代別の配分割合を設定した。具体的には、所得・富等に課される税の法人分のうち、50%は①を通じた転嫁分として『家計調査』の消費支出で配分した。また、32.5%は②を通じた転嫁分として『家計調査』の勤め先収入、17.5%は③を通じた転嫁分として『全国消費実態調査』の貯蓄現在高で配分した。

以上の推計手順をまとめると図表12のとおりである。

(b) 過去分

現存世代の過去における純負担は、基準年と同様の手順で1世帯当たりの年齢階級別受益・負担から求める。ただし、分析の便宜上、年齢階級別配分比率などの算出に用いる『家計調査』や『全国消費実態調査』、『国勢調査』のデータは5年ごとに使用し、その間は線形補間した。また、遠い過去に遡ると統計が利用できない項目があるが、その場合は利用可能な最も古い年のデータを用いた。

図表12 基準年の1世帯当たり世代別受益・負担の推計手順



(注) 網掛けは直接統計を利用する部分。
(資料) みずほ総合研究所作成

³¹ 先行研究には、世代区分を1歳刻みとする分析もある。ただし、世代別配分比率を計算する際に利用する『家計調査』や『全国消費実態調査』などは5歳刻みや10歳刻みの年齢階級で集計されているため、一定の仮定を置いて年齢階級別の値を1歳刻みに直す必要がある。

なお、過去時点の年齢階級と基準年の世代とが異なるため（例えば、10年前の40歳代と基準年の40歳代は異なる）、計算された各年の年齢階級別受益・負担を、基準年における世代階級に引き直す必要がある。本稿では内閣府（2005）を参考にして、過去に1年遡る毎に各年齢階級の受益・負担を1/10ずつ（60歳以上は1/20ずつ）隣接する年齢階級にシフトさせた。例えば、基準年の1年前（2008年度）における50歳代の受益・負担は、その1/10を基準年の40歳代の受益・負担に算入し、9/10を基準年の50歳代に算入した。

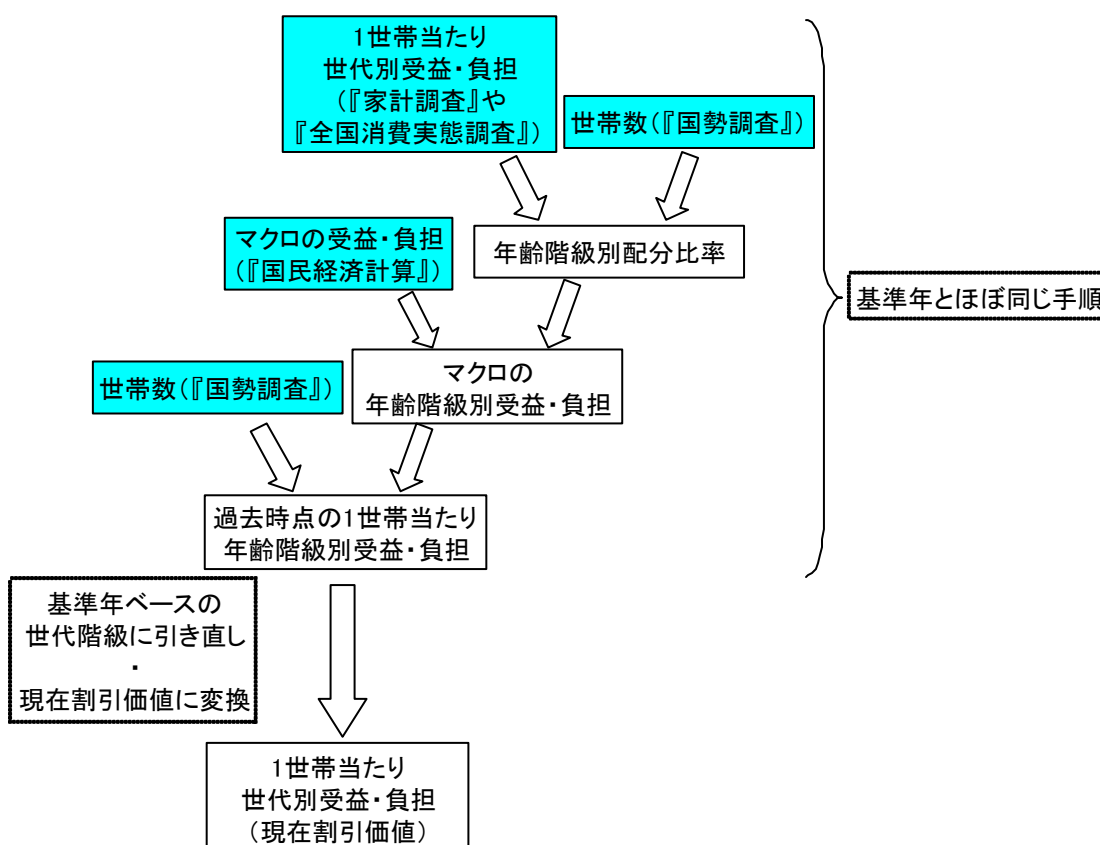
以上より計算された基準年の世代階級ベースによる過去の受益・負担を、定期預金金利を割引率として現在割引価値に変換した。

以上の推計手順をまとめると図表13のとおりとなる。

(c) 将来分

現存世代の基準年以降における純負担の計算では、まずマクロベースの受益・負担をある一定の経済前提のもとで延長する。次に、マクロベースの受益・負担を世代別に配分し、1世帯当たりの値を求める。最後に、過去分と同様に、将来時点の年齢階級を基準年の世代に対応させるため1年経過する毎に各年齢階級の受益・負担を1/10ずつ（60歳以上は1/20ずつ）シフトさせた上で、現在割引価

図表13 過去分の1世帯当たり世代別受益・負担の推計手順



(注) 網掛けは直接統計を利用する部分。

(資料) みずほ総合研究所作成

値に変換する。

以下では、①でマクロベースの受益・負担の延長方法³²、②でマクロベースの受益・負担の世代別の配分方法、③で①や②の前提となるマクロ経済の想定を説明する。

①マクロベースの受益・負担

将来の受益・負担の推計方法は、社会保障関連の受益・負担とそれ以外とで異なる。社会保障関連については、「社会保障・税一体改革」における政府試算を基に延長した。他方、社会保障関連以外の受益・負担は、原則として国民経済計算ベースの総額を名目成長率で延長した³³。以下、各項目について詳しく説明する。

○社会保障関連の受益・負担項目

・概略

社会保障関連の項目（社会保障給付と社会負担）は、「社会保障・税一体改革」における政府試算（社会保障に関する集中検討会議第10回（2011年6月2日）「（参考推計）社会保障に係る費用の将来推計について」）を基に国民経済計算ベースの総額を延長した上で、世代別に配分した。

社会保障関連の政府試算はいくつかのシナリオが用意されているが、本稿では「改革シナリオ」（織り込んだ改革は前掲図表5を参照）のパターン①³⁴を用いた。もっとも、試算期間が2025年度までとなっているため、2026年度以降は別途延長推計する必要がある。基本的な推計方法は、2025年度までの政府試算の方法を基にしている。以下では、医療・介護関連、公的年金関連、それ以外に分けて推計方法を説明する。

・医療・介護関連

まず2026年度以降の医療・介護給付費の推計方法を説明する（図表14）。各種の医療・介護サービスの単価は静態価格ベースで2025年度から横ばいとし、経済成長や医療の高度化要因を踏まえた伸び率で延長した³⁵。一方、利用者数は性別・年齢別の利用率を2025年度から横ばいとし、人口を『将来推計人口・世帯数』に沿って変化させることで延長した。その結果として、単価と利用者数を掛け合わせることで医療・介護費用の総額が計算され、これに社会保障給付割合を掛け合わせて医療・介護の給付費を試算する³⁶。社会保障給付割合は2025年度の政府試算値から横ばいとして計算した。また、

³² 受益・負担の延長方法はシミュレーションのシナリオにより変化するため、ここでは標準的な現状維持シナリオに則して説明する。その他のシナリオにおける変更点は補論（2）で説明する。

³³ 先行研究では受益・負担項目を実質ベースとし、将来分を実質GDPで延長するものがある（この場合、過去分も実質化する必要がある）。もっとも、実質ベースで計算する場合には、現在割引価値に直す際に用いる割引率も実質金利を用いるため、（金利の実質化に用いるデフレーターと、受益・負担項目に用いるデフレーターが同じである限り）本稿のように名目ベースで計算した場合と結果は変わらないと考えられる。

³⁴ 医療・介護については改革シナリオにパターン①とパターン②があり、パターン②の方がパターン①よりも医療・介護の機能強化が図られている。政府資料ではパターン①が標準的な試算として扱われている。政府の改革シナリオは内閣官房（2011）参照。

³⁵ 医療費の伸び率は医療の高度化要素が年率+1.9%、経済成長に応じた改定要素が名目成長率の1/3、薬・機器等にかかる効率化要素が年率▲0.1%とした（政府試算の医療費の伸びの前提ケース①に相当）。介護費の伸び率は賃金上昇率と物価上昇率を65:35の比率で加重平均した。

³⁶ 医療・介護費用の総額は、費用の負担面から公的負担部分と自己負担部分に分かれる。公的負担部分を本文では「給

公的医療・介護に伴う社会負担（健康保険料や介護保険料）は、医療・介護費用の総額に保険料負担の割合を掛け合わせて推計する。保険料負担の割合も、2025年度の政府試算値から横ばいとした。

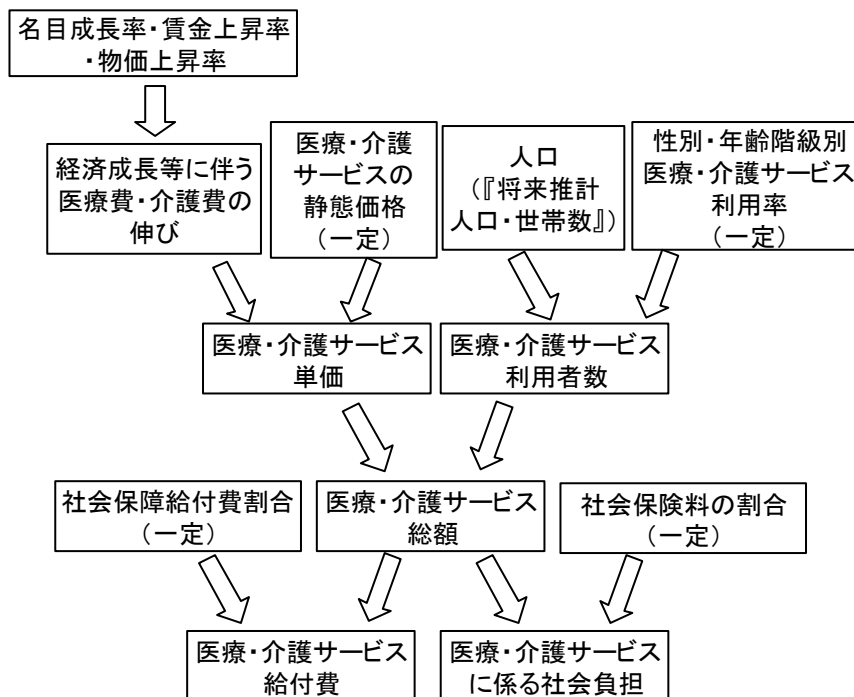
ただし、以上の手順で計算された医療・介護の給付費・社会負担の額³⁷は、国民経済計算上の該当項目と完全に合致するわけではない。そこで、推計された医療・介護の数値の伸びを用いて、国民経済計算上の該当項目を延長した。

・公的年金関連

次に、公的年金給付費の推計を説明しよう。公的年金給付費の試算は2009年に行われた年金の『財政検証』を、その後の経済状況の変化を反映して修正している³⁸。もっとも、給付費の動きを受給者数と1人当たり給付費とに分けると、受給者数の見通しは経済状況の変化に大きく左右されるものではないため、1人当たり給付費のみ修正する。

1人当たり給付費は、原則として新規裁定分が賃金の動向に応じて改定され、既裁定分が物価の動向に応じて改定される（④式参照。ただし、国民年金の付加年金部分は改定がなされない）。

図表 14 将来分の公的医療・介護に関する給付費・社会負担の推計手順



(注) 医療・介護費用の総額は、費用の負担面から公的負担部分と自己負担部分に分かれる。
公的負担部分を図中や本文では「給付費」と表している。
(資料) みずほ総合研究所作成

付費」と呼んでいる。公的負担部分はさらに保険料負担部分と公費負担部分（税金や赤字国債などによって賄われる部分）に分かれる。

³⁷ 5年度毎に上述の手順で推計し、その間の年度は線形補間して求めている。

³⁸ 2009年の『財政検証』に織り込まれていない大きな変化としては、リーマンショックによる景気後退が挙げられる。

$$\begin{aligned} \text{賃金による改定率（新規裁定分）} &= \text{前年の物価上昇率} \\ &\quad \times 2\sim 4 \text{ 年度前の平均実質賃金上昇率} \\ &\quad \times 3 \text{ 年度前の可処分所得割合変化率} \quad \dots \textcircled{4} \end{aligned}$$

$$\text{物価による改定率（既裁定分）} = \text{前年の物価上昇率}$$

一定期間においては、④式に従って計算された年金改定率にマクロ経済スライドによる調整が施されて最終的な改定率が計算される。マクロ経済スライドとは、平均寿命の上昇による年金給付期間の延長や、労働力人口の減少による保険料収入の減少に対応して年金給付額を調整し、長期的に年金財政の安定化を図る制度である。具体的には、⑤式に従って年金改定率が抑制される。

$$\begin{aligned} \text{新規裁定年金の改定率} &= \text{賃金による改定率} - \text{スライド調整率} \\ \text{既裁定年金の改定率} &= \text{物価による改定率} - \text{スライド調整率} \quad \dots \textcircled{5} \\ \text{スライド調整率} &= \text{公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）} \\ &\quad + \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3\%）} \end{aligned}$$

※全被保険者数が増加することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。

マクロ経済スライドの発動は物価スライド特例水準の解消後とされており、2011年度時点においてマクロ経済スライドは実施されていない。他方、マクロ経済スライドが発動された後は、年金財政の安定化（100年後の積立金が給付の1年分確保されること）が図られるまで続けられる見通しである（ただし、マクロ経済スライドの適用は毎年度の年金改定率がマイナスにならないように限定される）。

本稿では、マクロ経済スライドの発動年数は、報酬比例部分を「社会保障・税一体改革」における政府試算と同じ長さ（11年間）とした。他方、定額部分の発動年数は同試算では設定されていない³⁹ため、『財政検証』の想定（27年間）を用いた。なお、開始時期は「社会保障・税一体改革」における政府試算にあわせている（リーマンショックなどの影響で物価スライド特例水準の解消時期が遅れたことから、『財政検証』の想定からは後ずれ）。以上の結果、マクロ経済スライドの発動期間は定額部分の新規裁定者が2015年度から2041年度、既裁定者が2016年度から2042年度、報酬比例部分の新規裁定者が2015年度から2025年度、既裁定者が2016年度から2026年度となった。

また、公的年金保険料も年金給付費と同様に、『財政検証』をベンチマークにして、経済状況の変化を反映して試算している。年金保険料は、被保険者数と1人当たり保険料負担から定まる。このうち被保険者数は経済状況の変化に応じて大きく変動するものではないため、『財政検証』の推計値から修正しない。

1人当たり保険料は国民年金と厚生年金とで取り扱いが異なる。国民年金の保険料は、静態価格ベ

³⁹ 試算の最終年度である2025年度までにマクロ経済スライドが終了しないため。

ース（賃金の変動を除くベース、2004年度が基準）で2017年度まで280円ずつ引き上げられ、その後16,900円で固定されることが決定されている。実際の保険料は、この静態価格ベースの保険料に、2004年度以降の賃金の変動が反映されて決定される。

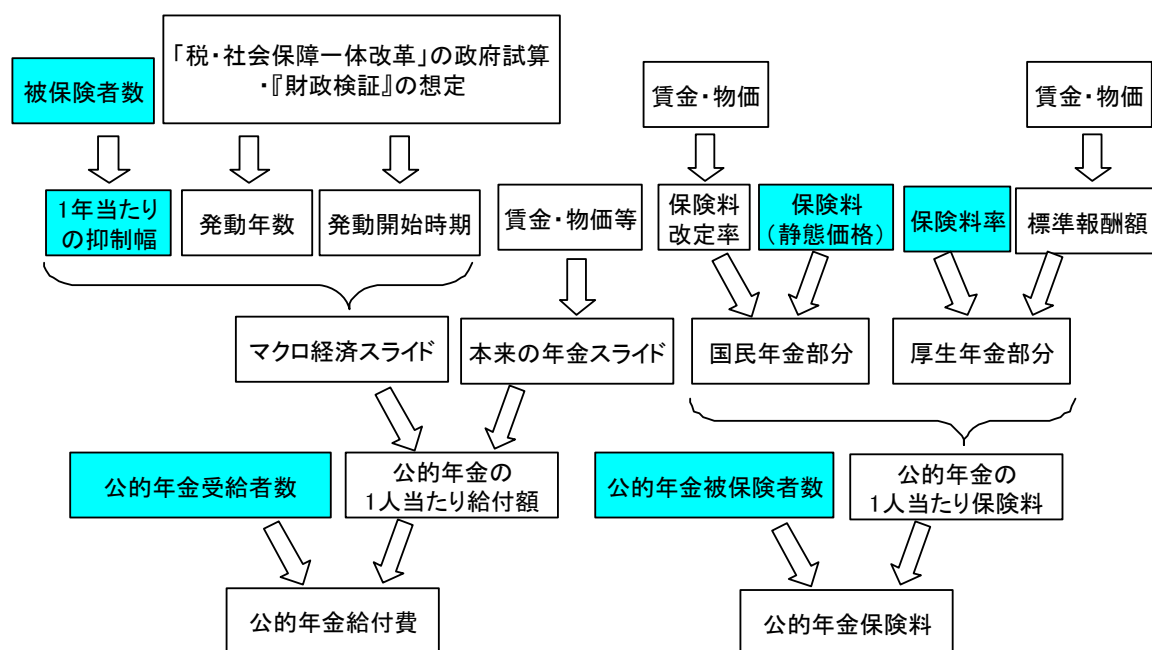
静態価格ベースの保険料の引き上げスケジュールは、『財政検証』の想定から変更されていない。したがって、同試算から修正が必要なのは、賃金の変動による保険料改定率への影響のみである。賃金の変動の国民年金保険料への反映は、⑥式に従って行われる。

$$\text{毎年度の保険料改定率} = 2 \text{ 年度前の物価変動率} \times 3 \sim 5 \text{ 年度前の平均実質賃金変動率} \cdots \text{⑥}$$

他方、厚生年金の保険料は保険料率と標準報酬額（標準報酬月額と標準賞与額）から決定される。これらのうち、保険料率は2017年度までの引き上げ（毎年0.354%）とその後の固定（18.3%）が決められており、『財政検証』の想定から変化していない。一方、標準報酬額は賃金の変動に応じて変化するので、この点を試算に反映する必要がある。

以上で説明した公的年金の給付費と保険料の計算手順を表にまとめると、図表15のとおりである。なお、公的年金には国民年金と厚生年金の他に公務員の共済年金などが存在するが、これらの試算は行わず、上記の手順で試算した国民年金と厚生年金の合計の伸びで延長した⁴⁰。

図表15 将来分の公的年金給付費・保険料の推計手順



(注) 網掛けは、『財政検証』から変化させていない部分。
(資料) みずほ総合研究所作成

⁴⁰ 2026年度以降、2025年度までは「社会保障・税一体改革」における政府試算値を用いた。ただし、給付費の定額部分（基礎年金）については、共済年金等の加入者分も国民年金の給付費に含めて試算している。

・その他

最後に、医療・介護や公的年金以外の社会保障給付と社会負担は、総額を名目GDPの伸びで延長した。

○社会保障以外の受益・負担項目

社会保障以外の項目は原則として名目GDPの伸びで延長した⁴¹。ただし、法人税はリーマンショックの影響で2008年度から2009年度にかけて大きく落ち込んでいるが、落ち込み分の一定割合は短期間で取り戻すと考えられる。機械的に名目GDPの伸びで延長すると長期にわたって過少推計となるおそれがあるため、2010年度と2011年度については別途法人税の試算を行った。具体的には、2010年度に2000年度～2007年度平均の水準、2011年度に2005年度～2007年度平均の水準まで戻るとの前提を置いた⁴²（その後は名目GDPの伸びで延長、図表16）。

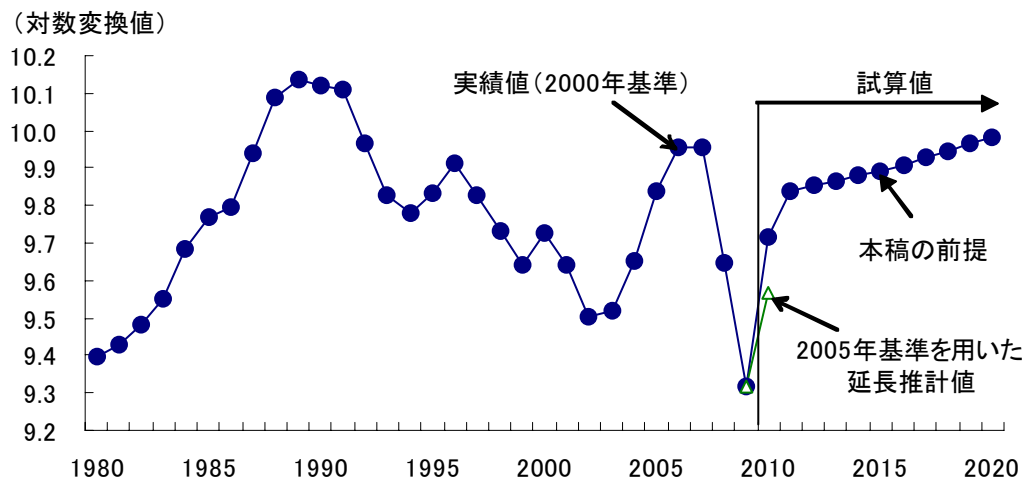
②世代別配分比率

次に、マクロベースの受益・負担を年齢階級別に配分する必要がある。年齢階級別の配分比率は、基準年の配分比率をベースに、人口構成の変化を反映させて推計した。すなわち、年齢階級ごとに基準年における1世帯当たりの受益・負担額 $\tau_{t_0,k}^i$ と t 年の世帯数を掛け合わせ、それをベースに t 年における k 年生まれ世代への配分ウェイトを計算した。

③マクロ経済の想定

将来の受益・負担項目の推計値およびその世代別の配分を計算するためには、成長率や物価上昇率、

図表16 法人税の前提



(資料)内閣府「国民経済計算」によりみずほ総合研究所作成

⁴¹ 税収は、成長率に税収弾性値（おおむね1.1程度とされる）を掛けた値で延長することも考えられる。もっとも、世代会計においては成長率で延長されることが多い（増島他（2009）など）。

⁴² 2011年末に公表された2005年基準の国民経済計算確報では、2010年度の法人税額は本稿の前提を下回った模様である（図表16参照）。法人税額下振れの影響は、本稿の試算値よりも世代間格差が拡大する方向に働く。

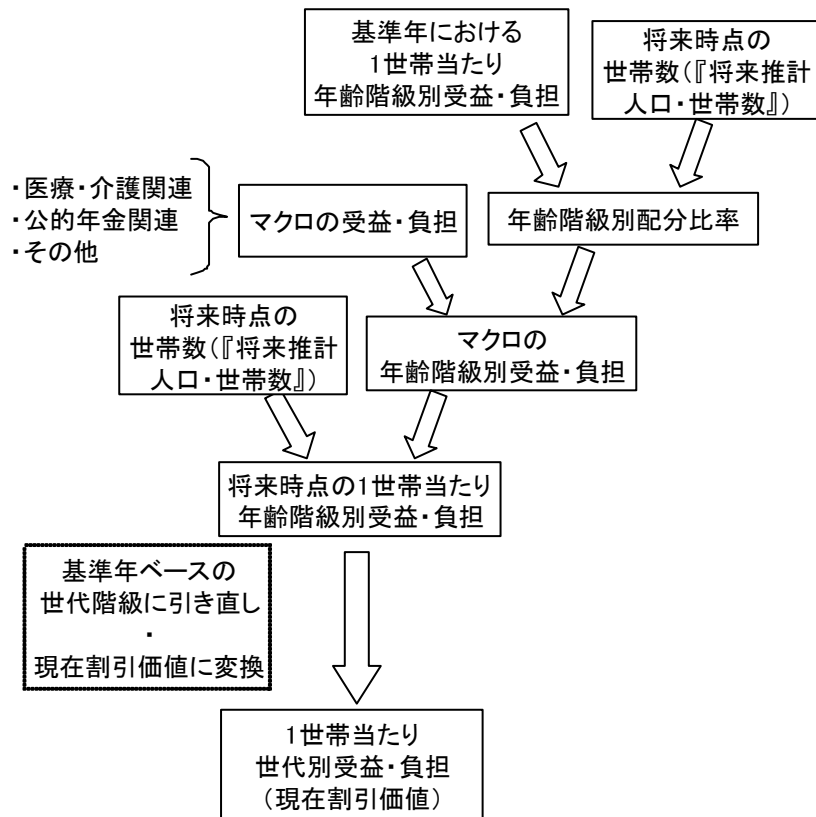
図表 17 マクロ経済の前提

	名目成長率	物価上昇率	賃金上昇率	名目金利
2010年度	1.1	-0.6	0.2	1.1
2011年度	1.0	0.0	0.4	1.4
2012年度	1.3	0.5	1.8	1.6
2013年度	1.3	0.7	1.8	1.7
2014年度	1.5	0.8	1.8	1.9
2015年度	1.3	1.0	1.8	2.1
2016年度	1.5	1.0	2.1	2.3
2017年度	1.8	1.0	2.7	2.5
2018年度	1.8	1.0	2.9	2.7
2019年度	2.0	1.1	3.1	2.9
2020年度	1.8	1.1	2.8	3.2
2021年度	1.7	1.2	2.4	3.3
2022年度	1.8	1.2	2.6	3.5
2023年度以降	1.7	1.2	2.5	3.7

(注) 2010年度は実績見込み値(実績値が既に公表されているが、社会保障の政府試算部分との整合性を保つため、実績見込み値を用いた)。

(資料) 内閣府「経済財政の中長期試算(平成23年1月21日)」によりみずほ総合研究所作成

図表 18 将来分の1世帯当たり世代別受益・負担の推計手順



(資料) みずほ総合研究所作成

世帯数などのマクロ経済に関する想定が必要になる。本稿では、マクロ経済の実績部分については、名目成長率に『2000年基準国民経済計算』の「名目GDP」、物価上昇率に『消費者物価指数』の「総合（全国）」、賃金上昇率に『毎月勤労統計』の「勤労者計・5人以上事業所・産業計」、名目金利に定期預金金利を用いた。

以上の項目についての将来の想定は、2023年度までは内閣府『経済財政の中長期試算（平成23年1月27日）』の慎重シナリオに準拠し^{43,44}、2024年度以降は2023年度と同じとした⁴⁵（図表17）。

また、人口数・世帯数の前提は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口・世帯数（平成18年12月推計）』の出生中位・死亡中位推計を用いた⁴⁶（ただし、医療・介護関連の項目のみ出生高位推計に基づいて推計⁴⁷）。

以上の将来分の推計手順をまとめると図表18のようになる。

b. 将来世代の純負担

将来世代の純負担は、本論で概要を述べたとおり、①式を利用して推計する。まず、説明の便宜のため①式を再掲しておこう。

$$\underbrace{\sum_{s=0}^d N_{t_0, t_0-s} H_{t_0, t_0-s}}_{\text{現存世代の将来純負担 (総額、現在割引価値)}} + \underbrace{\sum_{s=1}^{\infty} \frac{\bar{N} H_{t_0+s, t_0+s} (1+g)^s}{(1+r)^s}}_{\text{将来世代の生涯純負担 (総額、現在割引価値)}} = \underbrace{\sum_{s=1}^{\infty} \frac{GNT_{t_0+s}}{(1+r)^s}}_{\text{政府の非移転支出の将来分 (合計、現在割引価値)}} + B_{t_0} \cdots \textcircled{1} \text{ (再掲)}$$

現存世代の将来純負担（総額、現在割引価値） 将来世代の生涯純負担（総額、現在割引価値） 政府の非移転支出の将来分（合計、現在割引価値）

$N_{t,k}$: k年に生まれた世代が t+1年以降に支払う純負担の t年における現在割引価値
(1世帯当たり平均)

\bar{N} : 将来世代の生涯純負担 (1世帯当たり平均)

$H_{t,k}$: k年に生まれた世代の t年における世帯数

GNT_t : t年の非移転支出 (政府支出のうち、家計へ便益が移転しないもの)

B_t : t年末の政府純債務残高

d : 寿命 (本稿の計算では一律に80歳と設定)

g : 経済成長率

⁴³ 政府予測値の名目金利は10年物国債金利ベースとみられる。一方、本稿の名目金利は過去部分に定期預金金利を用いた。したがって、過去と将来で名目金利のベースがやや異なる。仮に過去の名目金利に10年物国債金利を用いた場合には、本稿の結論よりも世代間格差は拡大すると考えられる。

⁴⁴ 公的年金の将来推計には物価上昇率の暦年値が必要となるが、内閣府による中長期試算の年度値で代用した（『一体改革』における政府試算と同様の扱い）。

⁴⁵ 「社会保障・税一体改革」における政府試算の予測期間は2025年度までだが、本稿では2100年度まで予測を行っている（2026年度以降についても2023年度と同じとしている）。

⁴⁶ 世帯数の推計値は2030年度までしかないので、その後は人口の予測値に2030年度の世帯数比率を掛け合わせて推計した（性別・年齢階級別に推計）。

⁴⁷ 「社会保障・税一体改革」における政府試算では、公的年金関連の項目が出生中位推計、医療・介護関連の項目が出生高位推計に基づいている（子ども・子育て関連の試算値は出生高位推計に基づいているが、本稿では採用しない）。

t_0 : 基準年 (本稿では 2009 年度)

本論第 1 節で述べたとおり、将来世代の生涯純負担は①式の左辺第 2 項に当たるから、①式においてその他の項を計算することで求めることができる⁴⁸。左辺第 1 項は現存世代の将来純負担の総額であり、計算方法は既に説明した。右辺第 2 項は政府の純債務残高であり、本稿では 2009 年度 (基準年) 末の一般政府の純金融債務 (2000 年基準の国民経済計算ベース) を用いた。

右辺第 1 項の政府の非移転支出の将来分 (現在割引価値) は、各非移転支出項目別に将来の見通しを推計し、それを現在割引価値ベースで合計して算出する。各非移転支出項目の将来見通しは、基準年の値を名目成長率で延長して推計する。なお、本稿で採用した非移転支出項目は、支出側が「財産所得のうち賃貸料 (支払)」、「無基金雇用者社会給付」、「その他の経常移転 (支払、政府内の移転や対家計民間非営利団体向けを除く⁴⁹)」、「純固定資本形成⁵⁰」、「在庫品増加」、「土地の購入 (純)」、「資本移転 (支払)」、収入側が「利子以外の財産所得 (受取)」、「その他の経常移転 (受取、政府内の移転を除く)」、「資本移転 (受取、資本税を除く)」である⁵¹。

将来世代の 1 世帯当たりの純負担 \bar{N} は、以上より計算された左辺第 2 項の値を将来世代の世帯数 (現在割引価値に引き直したもの) $\sum_s H_{t_0+s,t_0+s} (1+g)^s (1+r)^{-s}$ で割ることで算出する⁵²。現在割引価値

⁴⁸ ①式は政府の予算制約式から導出される。まず、1 時点の政府の予算制約式は、次式で表される。

$$(1+r)B_{t-1} - S_t = B_t$$

これは、 $t-1$ 期末の純債務残高 B_{t-1} に t 期の利払い費 $r B_{t-1}$ を加え、 t 期のプライマリーバランス黒字額 S_t を差し引いた額が t 期末の純債務残高 B_t となることを表している。次に、上記の予算制約式を $t \geq t_0 + 1$ について組み合わせて整理することで、異時点間の政府の予算制約式が得られる。

$$B_{t_0} = E_t \left[\sum_{s=1}^{\infty} \frac{S_{t_0+s}}{(1+r)^s} + \lim_{n \rightarrow \infty} \frac{B_{t_0+n}}{(1+r)^n} \right] \dots \textcircled{7}$$

ここで、プライマリーバランス S_t を 税金・社会保険料 T_t と政府歳出に分け、政府歳出をさらに家計への移転的歳出 $G T_t$ と非移転的歳出 $G N T_t$ とに区別した式 $S_t = T_t - G T_t - G N T_t$ を⑦式に代入し、かつ⑦式の右辺第 2 項をゼロ (財政の持続可能性の条件) とすると⑧式となる (簡略化のため、期待値オペレーターは無視する)。

$$\sum_{s=1}^{\infty} \frac{T_{t_0+s} - G T_{t_0+s}}{(1+r)^s} = \sum_{s=1}^{\infty} \frac{G N T_{t_0+s}}{(1+r)^s} + B_{t_0} \dots \textcircled{8}$$

⑧式の左辺は現存世代と将来世代を含めた純負担の合計を示しているため、これを現存世代分と将来世代分に別して表記したものが①式となる。

⁴⁹ 家計の受益項目に含めたため。

⁵⁰ 政府の支出である「総固定資本形成」のうち、「固定資本減耗」に該当する額は「政府最終消費」として家計の受益項目に含めたため、差額の「純固定資本形成」のみを非移転支出項目とした。

⁵¹ 非移転支出項目に純利払が含まれないのは、将来の値を現在割引価値ベースで表すことと整合性をとるためである。この点は、①式の導出過程である⑦式にプライマリーバランスが現れることに示されている。

⁵² 将来世代の平均の純負担を計算するためには、①式左辺第 2 項が表す将来世代全体の純負担を、各年に参入するそれぞれの将来世代に割振る方法を決めなければならない。本稿では、標準的な世代会計の手法 (増島他 (2009) など) に従い、経済活動への参入が 1 年遅い世代は、1 年前の世代よりも生涯純負担 (各参入時点の割引価値) が名目成長率 g だけ拡大すると仮定した (基準年の割引価値ベースでは $(1+g)/(1+r)-1$ だけ減少)。この前提の下で、将来世代の純負担総額を各年に参入する世代へ割り振った場合に、 $t_0 + 1$ 期に参入する世代に割り振られる 1 世帯当たり純負担を将来世代の平均の純負担 \bar{N} と定義した。ただし、 \bar{N} は将来世代の純負担の平均値を計算するために将来世代全体の純負担を割振った値だから、実際に $t_0 + 1$ 期に参入した世代の純負担とは異なる点に注意が必要である。例えば、現状維持シナリオにおいて実際に $t_0 + 1$ 期に参入した世代の純負担は、増税等がなされないため \bar{N} より低い値となる (より遠い将来の世代へ負担が先送りされている。ただし、こうした将来世代間の純負担の格差は本稿の考察の対象

値に引き直す前の各年の世帯数 $H_{t,t}$ は、ある将来時点 t 年において新たに経済活動に参入する世帯数（世帯主が 20 歳になる世帯の数）を意味しており、『将来推計人口・世帯数』を基に推計する。具体的には、新たに 20 歳になる人口に世帯比率（世帯数/人口）を掛け合わせて算出する（男女別に計算）。ただし、世帯比率に 20～24 歳代の世帯比率を用いると、世帯を形成していない者が多いため、将来世代の世帯数を過少推計することになる。そこで、本稿では男女合計ベースで世帯比率がピークを迎える 70～74 歳代の世帯比率を用いた（男性が約 92%、女性が約 27%）。なお、こうした『将来推計人口・世帯数』に基づく推計は 2100 年度まで行い、2101 年度以降は現在割引価値に引き直す前の新規参入世帯数が 2100 年度から一定と仮定した⁵³。

よって、将来世代の純負担 \bar{N} は下記の式で求められる。

$$\bar{N} = \left[\sum_{s=1}^{\infty} \frac{GNT_{t_0+s}}{(1+r)^s} + B_{t_0} - \sum_{s=1}^d N_{t_0,t_0-s} H_{t_0,t_0-s} \right] / \sum_{s=1}^{\infty} H_{t_0+s,t_0+s} (1+g)^s (1+r)^{-s}$$

c. 生涯所得

以上の手順により計算された現存世代と将来世代の生涯純負担額を生涯純負担率に直すため、生涯所得を推計する必要がある。

本稿では、増島他（2009）などの標準的な手法に従い、生涯所得は労働所得のみを対象とする。現存世代の基準年分と過去分の生涯所得は、『国民経済計算』の「雇用者報酬」を各世代に割振って算出する。各世代へ割振る際のウエイトは、『全国消費実態調査』の「勤め先収入」に『国勢調査』の世帯数をかけた値を用いた。基準年以降については、雇用者報酬の総額を名目 GDP の伸びで延長した上で、将来の世帯数を反映したウエイト（1 世帯当たりの平均勤め先収入は基準年で固定）を用いて割り振った。なお、受益・負担項目と同様に、基準年から 1 年過去に遡る（将来に進む）ごとに、推計された年齢階級別の 1 世帯当たり雇用者報酬を 1 歳ずつシフトさせて、基準年で固定した世代階級別（いわゆるコーホート）の数値とする。

将来世代は純負担額の平均値 \bar{N} が $t_0 + 1$ 期に参入する世帯を基準としているため、 $t_0 + 1$ 期に参入する世帯の生涯所得を将来所得の値として用いる。

（2）シナリオ別の前提について

a. 現状維持シナリオ

現状維持シナリオの前提は既に補論（（1）-a-(c)と（1）-b）で説明したとおりである。他のシナリオの前提を説明する便宜のため概要をまとめると、マクロ経済の想定は図表 17 に掲げたとおりである（マクロ経済の想定は、その他のシナリオにも共通である）。社会保障以外の受益・負担項目および政府の非移転支出項目は名目 GDP の伸びで延長した（既に説明したとおり、2010 年度と 2011 年度の法人税のみ別途計算した）。社会保障に関連する受益・負担項目は、医療・介護と公的年

外とする。なお、①式左辺第 2 項の表記は以上を反映したものとなっている。

⁵³ この仮定の結果、現在割引価値ベースの新規参入世帯数は 2101 年以降一定のペース（本稿の前提の下では約 1.9%）で減少するため、無限等比級数の和の公式を用いることで将来世代の世帯数（現在割引価値ベース）の合計値を計算することができる。

金は政府試算を基に延長し、それ以外は名目GDPの伸びで延長した。

b. 財政再建シナリオ

財政再建シナリオでは、社会保障以外の歳出抑制に消費増税を組み合わせ、財政の持続可能性が維持されるように財政再建を進める。具体的には、家計の受益項目（教育、その他消費、補助金、その他受益）は年齢階級別の1人当たり受益額を名目成長率に沿って増加させ⁵⁴、非移転支出項目は「名目成長率-1%」の伸び率で増加させた⁵⁵。

家計の受益項目を以上の前提で固定した下で、財政の持続可能性を満たすように消費税率を設定した。消費税率の引き上げによる税収の増加額は、税率を1%引き上げると税収が名目GDPの0.5%増加するとの前提で計算している（2009年度の消費税額と名目GDPの比率を基に設定。以下のシナリオでも同様）。また、消費税率の引き上げ時期は、2011年3月時点で政府方針とされている2014年度に+3%、2015年度10月に+2%の引き上げを想定し、その後は5年に5%のペース（2%または3%の引き上げを2、3年に1回実施）とした。

財政の持続可能性が満たされるかどうかは、⑦式（異時点間の政府予算制約式）において右辺第2項がゼロとなるかどうかにより判断した⁵⁶。

$$B_{t_0} = E_t \left[\sum_{s=1}^{\infty} \frac{S_{t_0+s}}{(1+r)^s} + \lim_{n \rightarrow \infty} \frac{B_{t_0+n}}{(1+r)^n} \right] \quad \dots \textcircled{7} \text{ (再掲)}$$

B_t : t期末政府純債務残高、 S_t : t期のプライマリーバランス

r : 割引率（利率等、簡略化のため一定として表記⁵⁷）

⑦式の右辺第2項は、左辺が実績値として判明しており、右辺第1項がこれまでの説明により計算できるので、残差として算出される。消費税率の想定を変えれば、税収の変化を通じて右辺第1項の値が変わり、その結果、残差として計算される右辺第2項の値も変化する。そこで、右辺第2項がゼロとなるように消費税率の設定を行った。

c. 健全化遅延シナリオ

健全化遅延シナリオでは、上記の健全化シナリオで想定した財政再建策の実施が2050年度まで先送りされることとした。すなわち、社会保障以外の歳出について、2049年度までは総額を名目成長率に沿って増加させた（現状維持シナリオと同じ）。2050年度以降は、家計の受益項目については1人当たり受益額を名目成長率と同率で増加させ、非移転支出項目については総額を「名目成長率-1%」

⁵⁴ 人口が減少する中では、総額を名目成長率に沿って増加させる現状維持シナリオよりも、1人当たりの伸びを名目成長率に沿って増加させる財政再建シナリオの方が歳出が抑制される。Broda and Weinstein (2005) のCase2（若年世代向け移転支出の抑制シナリオ）を参考に設定した。

⁵⁵ 公共投資を中心に緩やかな歳出抑制が図られた1990年～2005年の平均乖離率を基に設定。

⁵⁶ ⑦式の右辺第2項がゼロという条件を言葉で表現したものが、本論で述べた「遠い将来における政府純債務の現在割引価値がゼロに収束する」という条件である。⑦式から分かるように、この条件は、現在の公債残高がプライマリーバランスの黒字（現在割引価値）で完済されることを意味している（土井（2004））。もっとも、プライマリーバランスが黒字ならば利払いを含む財政収支ベースの赤字は許容されるため、（割引後の公債残高がゼロに収束する限りでは）割引前の公債残高が増え続けても持続可能性は満たされる（Hamilton and Flavin（1986））。

⁵⁷ 実際の計算では、マクロ経済の前提に従って変動。

の伸びで増加させた。消費税率は、支出項目を以上の前提で固定した下で、財政の持続可能性を満たす水準への税率引き上げを2050年度に実施した⁵⁸。

d. 先送りされた目玉施策の実施（年金支給開始年齢引き上げと医療自己負担率引き上げ）

本シナリオでは、前述の財政健全化シナリオに、年金支給開始年齢引き上げと70～74歳の医療費自己負担率引き上げを追加した。したがって、社会保障以外の歳出については財政健全化シナリオと同様に、家計の受益項目（教育、その他消費、補助金、その他受益）が年齢階級別の1人当たり受益額を名目成長率に沿って増加、非移転支出項目が総額を「名目成長率－1%」の伸び率で増加させた。消費税率は、財政の持続可能性を担保する水準まで5年に5%（2%または3%の引き上げを2、3年に1回実施）のペースで引き上げた。

社会保障給付費は、政府試算を延長した現状維持シナリオをベースラインとし、年金支給開始年齢の引き上げや医療費自己負担割合引き上げによる給付抑制効果を別途計算して、ベースラインから差し引いて推計した。以下、年金支給開始年齢の引き上げと医療費自己負担割合の引き上げについて、給付抑制効果の計算方法を説明する。

①年金支給開始年齢の引き上げ

・概略

年金支給開始年齢の引き上げによる給付抑制効果の試算においては、国民年金と厚生年金について現行スケジュールと支給開始年齢の引き上げスケジュールにおける1世帯当たり支給額を推計し、両スケジュールの下での1世帯当たり支給額の乖離率を支給開始年齢引き上げによる給付抑制効果とした（公務員の共済組合などについても、国民年金と厚生年金から計算した乖離率を適用した）。

具体的には、まず2010年度以降の国民年金と厚生年金（老齢給付分）⁵⁹の現行スケジュールと引き上げスケジュールにおける支給総額を、2009年度の『厚生年金保険・国民年金事業年報』における年齢別（1歳刻み）・男女別の受給権者数⁶⁰と1人当たり支給額⁶¹を出発点として延長推計した。次に、両スケジュールにおける2010年度以降の支給総額を60歳以上の世帯数で割り、1世帯当たりの平均支給額を計算した。以上の概略をフローチャートにあらわすと図表19のとおりである。

以下では、上述の推計手順のうち、2010年度以降の国民年金と厚生年金の支給総額の推計方法を、受給権者数と1人当たり支給額に分けて詳述する。

・詳細1（受給権者数）

⁵⁸ 本稿の前提の下では、2050年度に消費税率を5%から41%まで引き上げることとなった。

⁵⁹ 厳密には、老齢基礎年金（国民年金）のみの受給者と、老齢厚生年金の受給者（老齢基礎年金を併給している者を含む）に分けて計算。

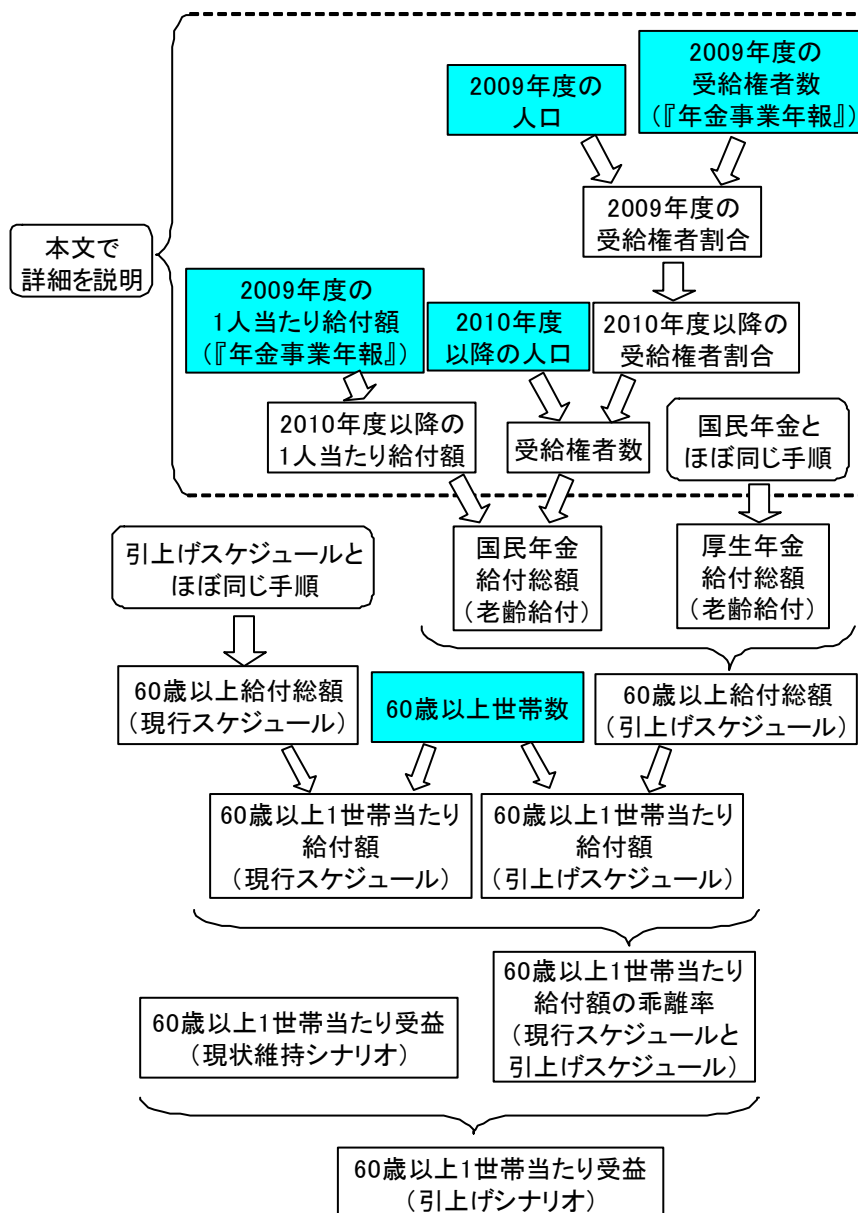
⁶⁰ 『厚生年金保険・国民年金事業年報』には「受給権者」のほかに「受給者」という概念もある（両者の違いは、就労などにより全額支給停止されている者を含むか否かである）。ただし、年齢別平均年金額の数値が「受給権者」ベースでしか公表されていないため、以下の推計は「受給権者」ベースで行う。

⁶¹ 厚生年金のうち、通算老齢年金（および通老相当）は年齢別の支給額が公表されていないため、年齢合計値を基に、老齢年金（および老齢相当）の年齢別の比例値を用いて試算した（定額部分と報酬比例部分別）。

2010年度以降の年齢別・男女別の受給権者数は、人口推計の値に受給権者割合の推計値を掛け合わせて試算する。受給権者割合は、原則として1年経過するごとに1歳ずつシフトさせる。例えば、2010年度における66歳・男性の受給権者割合は2009年度における65歳・男性の受給権者割合と同率とする。

ただし、例外として、国民年金では60歳～64歳は2009年度における同年齢の割合とし、65歳は2009年度における65歳～69歳の平均値とした。これは国民年金では原則として65歳が支給開始年齢であるため、2009年度における64歳以下の受給権者割合が低いためである（65歳未満で国民年金

図表 19 年金支給開始年齢引き上げシナリオの推計手順



(注) 網掛けは直接統計を利用する部分。

(資料) みずほ総合研究所作成

の支給を受けるには、繰上げ支給を申請しなければならない)。また、支給開始年齢の引き上げシナリオでは、国民年金の支給開始年齢が 68 歳まで引き上げられることに伴う調整を行った。具体的には、支給開始年齢の引き上げにより受給を受けられなくなる年齢(2028 年度以降の 65 歳、2031 年度以降の 66 歳、2034 年度以降の 67 歳)には、2009 年度における 64 歳の受給権者割合を用いた(受給権者割合をゼロとしなかったのは、繰上げ支給の制度が残ると想定したため)。

厚生年金では 60 歳～62 歳について前年度の同年齢の値を用いた。これは、2009 年度の 60 歳と 61 歳の受給権者割合が 62 歳以降の割合と比べてやや低いためである⁶²。また、65 歳への年金支給開始年齢の引き上げに伴う調整については、定額部分・報酬比例部分ともに給付を受けられなくなる年齢⁶³の受給権者割合をゼロとした⁶⁴。支給開始年齢引き上げシナリオにおける 68 歳への引き上げについても同様に、給付を受けられなくなる年齢⁶⁵の受給権者割合をゼロとした。

・詳細 2 (1 人当たり支給額)

2010 年度以降の年齢別・男女別の 1 人当たり支給額についても、原則として 1 年経過するごとに 1 歳ずつシフトさせる。例えば、2010 年度における 66 歳・男性の 1 人当たり支給額は 2009 年度における 65 歳・男性の 1 人当たり支給額と同額とする。これは、物価スライドによる支給額の改定を無視すれば⁶⁶、既に年金を受給している人の受給額は年齢を重ねても変化しないためである。

ただし、国民年金の 65 歳未満は減額支給とされ、年齢が若いほど減額率が大きいいため、原則どおり 1 歳シフトさせると過少推計となる(例えば、2010 年度の 64 歳の支給額に 2009 年度の 63 歳の支給額を用いると過少推計である)。そこで、65 歳未満については、2009 年度の同年齢の者と同額とし、65 歳は 2009 年度における 65～69 歳の平均値を用いた。また、支給開始年齢の引き上げシナリオでは、引き上げにより受給を受けられなくなる年齢の 1 人当たり支給額を、2009 年度の 64 歳と同額とした。

厚生年金については、2009 年度における男性の 60 歳～62 歳と女性の 60 歳～61 歳の支給額は報酬比例部分のみであるため、やはり原則どおり 1 歳シフトさせると過少推計となる(例えば、2010 年度における女性 62 歳の支給額に 2009 年度における女性 61 歳の支給額を用いると過少推計)。そこで、2010 年度以降の男性・60～62 歳と女性・60 歳～61 歳は 2009 年度の同年齢と同額とした。同様に、2009 年度における男性の 63 歳～64 歳と女性の 62 歳～64 歳の支給額は 65 歳以降の支給額と比べてや

⁶² 60 歳や 61 歳の受給権者割合が低い要因として、年金を受ける権利を持ちながら裁定請求を行っていない者の存在が考えられる(『厚生年金保険・国民年金事業年報』における「受給権者」の定義は、「年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む」となっている)。

⁶³ 男性では 2013 年度以降の 60 歳、2016 年度以降の 61 歳、2019 年度以降の 62 歳、2022 年度以降の 63 歳、2025 年度以降の 64 歳。女性では、2018 年度以降の 60 歳、2021 年度以降の 61 歳、2024 年度以降の 62 歳、2027 年度以降の 63 歳、2030 年度以降の 64 歳。

⁶⁴ 報酬比例部分に先行して定額部分のみ引き上げられるタイミングでは、受給権者割合の調整は行わず、後述のように 1 人当たり受給額を調整する。

⁶⁵ 男女とも、2028 年度以降の 65 歳、2031 年度以降の 66 歳、2034 年度以降の 67 歳。

⁶⁶ 物価スライドを考慮するか否かについて現行スケジュールの試算と引き上げスケジュールの試算で同じ扱いとすれば、両スケジュールの乖離率は物価スライドの考慮の有無によって大きくは変わらないと考えられる。

や少ないため⁶⁷、2010年度以降の男性63歳～64歳と女性62歳～64歳も2009年度の同年齢と同額とした。また、2010年度以降の男女65歳は2009年度における65歳～69歳の平均値とした。

ただし、厚生年金の支給開始年齢が65歳まで引き上げられるのに伴い、以下の修正を加える。まず、引き上げにより報酬比例部分のみしか受け取れなくなった年齢（男性では、2010年度以降の63歳、2013年度以降の64歳。女性では、2012年度以降の62歳、2015年度以降の63歳、2018年度以降の64歳）については、2009年度において報酬比例部分のみの受取となっている年齢の値を用いた（男性は62歳、女性は61歳）。次に、引き上げにより報酬比例部分も受け取れなくなった年齢は、受取額をゼロとした（先述のとおり、受給権者割合もゼロとしている）。なお、支給開始年齢の引き上げシナリオでは、同様の修正を68歳への引き上げ完了まで延長する。すなわち、引き上げにより年金を受け取れなくなる年齢（男女とも、2028年度以降の65歳、2031年度以降の66歳、2034年度以降の67歳）について、受取額をゼロとした⁶⁸。

なお、参考のため2009年度における受給権者割合と1人当たり支給額を図表20に掲げておく。

②70～74歳の医療費自己負担割合引き上げ

2010年に開催された「高齢者医療制度改革会議」において、70～74歳の患者自己負担割合を段階的に2割へ引き上げた場合の公費の減少額が2025年度まで試算されている。そこで本稿では、2025年度までは「高齢者医療制度改革会議」の試算値を患者の負担増として用いた。ただし、政府試算が行われているのは、5時点（2010年度、2013年度、2015年度、2020年度、2025年度）に限られるので、その間の値は線形補間した。

2025年度以降は、1世帯あたりの所要公費の伸びを一定とし、世帯数の変化を反映させて延長した。具体的には、2010年度から2025年度について、政府が試算した70～74歳の1割負担の維持に必要な公費総額を、本稿で試算した70～74歳の世帯数で割り、1世帯あたりの所要公費を計算する。次に、2026年度以降の1世帯当たり所要公費を2010年度から2025年度の平均伸び率により延長し、別途推計した世帯数と掛け合わせて2026年度以降の所要公費の総額とした。以上の手順で計算された所要公費総額を、2割負担へ引き上げた場合の患者の負担増額とする。

e. 給付抑制策の強化（年金減額の積み増しと公的年金等控除の廃止）

①年金減額の積み増し

2008年に開催された「社会保障国民会議」において年金クローバックの試算がなされており、その

⁶⁷ 在職老齢年金や配偶者の振替加算などが影響していると考えられる。在職老齢年金とは、年金受給者が就労している場合に、勤労所得に応じて公的年金給付額を減額調整する仕組みである。65歳未満と65歳以上に分かれており（なお、70歳以上は在職老齢年金の制度がなく、減額調整されない）、65歳以上は減額対象となる年金の範囲が報酬比例部分のみであるほか、減額基準も緩やかであるなど、65歳未満よりも有利な制度となっている。配偶者の振替加算とは、サラリーマンの配偶者などがかつて国民年金の強制加入とされていなかったことにより給付額が定額となってしまふことに対応する底上げ措置である。配偶者が65歳未満の場合には年金受給権者である夫（妻）に配偶者の加給年金が支払われるが、配偶者が65歳に達すると、加給年金の支払いが止まる代わりに配偶者の年金に振替加算が行われる。

⁶⁸ 本稿の引き上げシナリオでは、65歳から68歳へは、定額部分と報酬比例部分とを同時に引き上げる想定のため、報酬比例部分のみを受け取る期間は（現行スケジュールによる68歳への引き上げ完了後は）存在しない。

バックデータとして公的年金受給者の年収分布が公表されている⁶⁹ (90%までが1%刻み、90%以上が0.1%刻みのデータ)。本シナリオの想定に沿って「年収300万円以上の年金受給者を対象に、収入1万円ごとに基礎年金を0.25%ずつ減額(年収500万円を超えると、減額割合は50%で一定)」した場合の基礎年金の削減率をこの年収分布を用いて試算したところ、4.4%となった。そこで、60歳以上世代の年金受益総額から基礎年金の4.4%相当額を差し引き、60歳以上世代の世帯数で割ることで、本シナリオにおける60歳以上世代の1世帯あたり受益額(年金分)を試算した。

図表 20 2009 年度における年金受給権者割合・1人当たり支給額

	受給権者割合(%)						1人当たり支給額(月額、円)					
	男性			女性			男性			女性		
	厚生年金		国民年金	厚生年金		国民年金	厚生年金		国民年金	厚生年金		国民年金
	老齢相当	通算老齢相当		老齢相当	通算老齢相当		老齢相当	通算老齢相当		老齢相当	通算老齢相当	
60歳	36.8	9.3	0.6	14.0	32.1	0.8	98,465	45,459	42,266	45,929	27,472	37,507
61歳	53.1	14.0	1.2	19.9	44.2	1.7	101,646	43,039	41,166	46,294	27,914	37,516
62歳	59.6	16.4	1.7	22.3	47.7	2.8	103,509	43,775	42,422	47,543	40,109	38,092
63歳	78.9	21.2	2.3	28.6	57.4	4.8	174,800	53,827	43,312	93,786	40,245	38,729
64歳	53.2	14.6	1.6	18.5	37.0	4.3	181,651	55,208	44,119	93,423	43,415	39,050
65歳	53.3	17.2	6.4	19.7	40.1	16.2	188,165	74,265	55,836	106,515	54,586	52,438
66歳	64.1	21.3	8.7	23.8	48.7	22.8	188,408	74,272	55,940	106,918	54,443	52,580
67歳	59.8	19.9	8.4	22.0	43.7	23.1	187,198	74,141	55,665	107,282	54,238	52,193
68歳	63.7	22.7	9.6	23.2	45.6	27.2	185,507	73,843	55,817	107,173	53,952	51,870
69歳	62.3	24.0	10.8	23.3	43.9	29.8	184,416	74,429	56,515	108,582	54,990	52,925
70歳	63.3	24.2	12.0	23.7	41.9	33.1	186,287	75,156	57,202	110,364	55,388	53,044
71歳	55.0	20.6	10.9	20.7	34.0	30.9	188,447	75,752	57,126	111,446	55,465	52,617
72歳	59.0	23.3	13.2	22.8	35.3	36.7	189,337	76,077	57,331	111,589	55,442	52,445
73歳	54.2	23.3	13.9	21.3	31.9	37.5	191,394	76,253	57,651	112,561	55,494	52,173
74歳	56.4	25.6	15.8	22.4	32.6	41.3	194,114	76,784	57,642	112,525	55,377	51,885
75歳	53.3	25.7	17.1	21.5	31.1	42.2	195,603	77,040	57,672	113,191	55,370	51,367
76歳	49.7	25.4	17.8	20.3	29.1	41.8	196,334	77,091	57,612	113,113	55,076	50,765
77歳	50.2	27.0	20.3	21.1	29.9	45.2	198,979	77,307	57,908	114,525	55,157	50,230
78歳	47.1	25.9	21.2	19.8	28.1	44.3	202,048	77,717	58,296	115,490	54,987	49,514
79歳	47.3	27.1	21.9	20.1	28.5	45.9	206,074	79,188	58,671	117,362	55,082	48,707
80歳	44.4	27.7	20.2	18.8	28.3	43.7	209,387	79,686	58,579	118,717	54,808	47,448
81歳	44.5	29.3	20.4	18.9	28.7	46.2	210,494	79,711	58,182	118,783	54,169	46,082
82歳	42.4	29.4	19.5	17.6	28.2	44.8	212,950	79,913	57,750	119,197	53,722	45,055
83歳	42.5	30.1	19.2	17.0	27.2	46.1	216,018	80,016	56,219	118,906	53,188	44,227
84歳	43.8	27.8	20.3	16.9	21.7	43.9	216,872	72,330	48,662	111,908	50,171	44,648
85歳以上	42.8	25.8	23.3	13.4	16.9	53.8	202,555	65,219	42,145	106,653	45,351	38,455

(注) 1. 受給権者割合は「厚生年金保険・国民年金事業年報」の年齢別受給権者数を「将来推計人口・世帯数」の年齢別人口で割って算出。
 2. 老齢給付分が対象(生涯年金や遺族給付は含まない)。
 3. 厚生年金の「通算老齢相当」の1人当たり支給額は、「通算老齢相当」の合計額を「老齢相当」の年齢別1人当たり支給額を用いて比例配分して推計した(基礎年金部分と報酬比例部分に分けて推計)。
 4. 国民年金の受給権者割合は基礎年金(国民年金)のみの受給権者割合、国民年金の1人当たり支給額は基礎年金(国民年金)のみ受給している者の1人当たり支給額、厚生年金の1人当たり支給額は基礎年金(国民年金)の支給額(厚生年金との併給)を含む値。
 5. 表中の「老齢相当」は、新法の「老齢相当」と旧法の「老齢年金」を含む値(新法とは昭和60年に年金制度が改正された後の制度、旧法とは昭和60年改正前の制度を指す)。「通算老齢相当」は、新法の「通算老齢相当」と旧法の「通算老齢年金」を含む値。「通算老齢年金」とは旧法厚生年金保険の制度であり、複数の年金制度に加入しその制度から老齢年金を受けられない等の場合、各制度の加入期間を通算することにより受給資格要件を付与し、各制度から期間比例の支給を行う年金のこと(新法では基礎年金が導入され、どの年金制度に加入してもすべて老齢基礎年金の受給資格期間になるため、通算老齢年金はなくなった)。
 6. 厚生年金には旧法の船員保険を含む(新法では厚生年金に統合された)。
 7. 旧法における国民年金の受給権者数は、厚生年金の受給権者を除いた値が公表されていない。そこで、旧法の国民年金と厚生年金の双方の受給権者が2重計上されないように、国民年金の受給権者割合を修正した(旧法の対象者は主に84歳以上であるため、84歳と85歳以上について、受給権者割合の合計が83歳の受給権者割合の合計と同じとなるように、国民年金の受給権者割合を修正。ただし、女性については同修正を行うと国民年金の受給権者割合が高まるので、男性のみ修正した)。
 (資料)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

⁶⁹ 内閣官房(2008)。使用された統計は平成18年『老齢年金受給者実態調査』。

②公的年金等控除の廃止

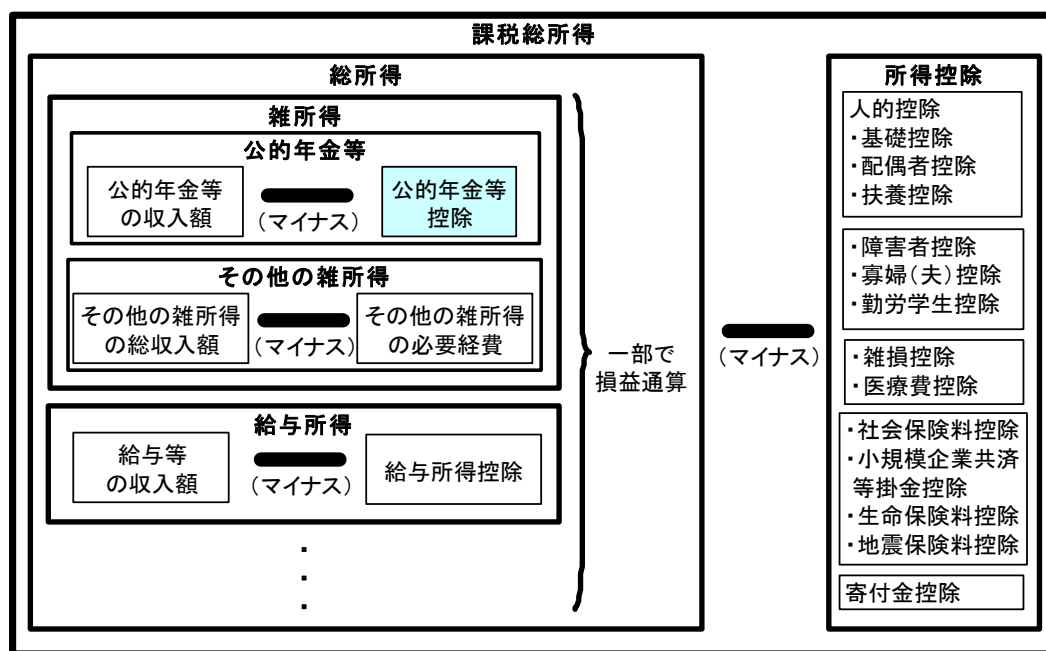
・概略

公的年金等控除の廃止シナリオでは、まず 2009 年度時点で控除を廃止した場合の所得税増収額を推計する。具体的には、公的年金の収入階級別に 65 歳以上の 1 人当たり課税所得を計算し、税率をかけて 1 人当たり税額とする⁷⁰。これに収入階級別の公的年金受給者数⁷¹を掛け合わせることで所得税額の総額を算出する。以上を公的年金等控除が存続する場合と廃止する場合とについて計算し、その差額を所得税の増収額とする。次に、2009 年度時点の所得税増収額を公的年金給付総額（60 歳代以上の受益部分）の伸びで 2010 年度以降に延長する。最後に、増収額推計値を現状維持シナリオにおける所得税負担額（60 歳以上）に加えることで、廃止シナリオにおける所得税負担が計算される。ただし、公的年金等控除の廃止は 2012 年度の実施を想定するため、2009 年度～2011 年度の負担増はゼロとする。

・詳細（2009 年度ベースの課税所得）

収入階級別の 1 人当たり課税所得は、平均収入から各種控除を差し引くことで計算する（図表 21

図表 21 課税総所得の計算方法（概要）



(注) 課税総所得(および別途計算された課税退職所得、課税山林所得)に税率表を適用することによって所得税額が計算される。

さらに、計算された所得税額から配当控除や外国税額控除などが行われて、最終的な所得税額となる。

(資料)金子(2011)『租税法(第16版)』などによりみずほ総合研究所作成

⁷⁰ 住民税を含むベースで計算する。

⁷¹ 2009 年度の公的年金受給者数 3,703 万人（65 歳未満を含む。『平成 21 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況』）を、2007 年の『年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）』における年齢階級別・収入階級別受給者数の割合で配分した値。

参照)。平均収入は、各収入階級の中心値とする(例えば、50～100万円の階級は75万円)⁷²。なお、収入は公的年金のみ(給与所得等はなし)と仮定して計算する。

各種控除は、収入階級別の1人当たり平均値を基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除、その他の控除⁷³に分けて試算する^{74,75}。基礎控除はどの収入階級においても、一律38万円である。配偶者控除は配偶者がいる場合に48万円控除(配偶者が70歳以上の場合)されるので、65歳以上の有配偶率⁷⁶を掛け合わせて平均控除額を算出した⁷⁷。社会保険料控除は、社会保険料の全額が控除される。そこで、収入階級別の社会保険料を、有業者のいない高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)で公的年金・恩給を受給している世帯(公的年金・恩給受給額階級別)と65歳以上の単身・無職世帯の「社会保険料」⁷⁸から計算した(有配偶率を用いて加重平均)。医療費控除では、支払った医療費から保険金による補填額および10万円(総所得金額が200万円未満の場合は、総所得金額の5%)を差し引いた額が控除される。支払った医療費には「医薬品」と「保健医療サービス」の支出合計額を用いて社会保険料と同様の方法で計算し、保険金による補填額をゼロと仮定して控除額を計算した。なお、総所得金額は公的年金の収入額に公的年金等控除を行った額としたため、公的年金等控除を存続させる場合と廃止する場合とで医療費控除額が変化する。その他の控除は、2009年の『申告所得税標本調査結果』第3表(所得控除表)における所得金額が100万円～150万円の雑所得者⁷⁹の平均控除額を計算して用いた。

以上で説明した各シナリオの想定を表にまとめると図表22のとおりである。

⁷² 端点に当たる収入階級については、①50万円未満は25万円とし、②350万円以上は全体の平均収入と他の収入階級の間値・分布から逆算する(約430万円)。

⁷³ 雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、障害者等控除、扶養控除の合計。

⁷⁴ 公的年金等控除の存続ケースでは、当該控除額も計算する。

⁷⁵ 計算結果は、前掲図表8を参照。

⁷⁶ 2010年の『国勢調査』より算出した値を用いた。

⁷⁷ 配偶者が70歳未満の場合は控除額は38万円であるが、配偶者の年齢別の人口データは入手できない(世帯数ベースは入手可能)ので、一律70歳以上として計算した。

⁷⁸ 単身・無職世帯の社会保険料は年収階級にかかわらず一定とした。使用した統計は2010年の『全国消費実態調査』高齢者世帯編の表21と表27である(1カ月当たりの平均値なので年ベースに変換する必要がある)。

⁷⁹ 100万円～150万円の所得階級を用いたのは、公的年金受給者の平均受給額が約130万円のため(2007年の『年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)』における男女別平均値を同調査における男女別受給者数により加重平均)。

図表 22 各シナリオの想定（概要）

	現状維持	財政再建	健全化遅延		社会保障給付の抑制等		
			2049年度まで	2050年度以降	年金支給 開始年齢 引上げ ・医療費 自己負担割合 の引上げ	高齢者の 年金減額 上積み	+ 公的年金等 控除の廃止
社会保障に関連する 受益・負担項目							
うち医療・介護	政府試算を延長（詳細は本文参照）				当該シナリオを反映（詳細は本文参照）		
うち公的年金							
その他	総額を名目GDPの伸びで延長						
社会保障以外の 受益・負担項目							
うち受益項目	総額を 名目GDPの 伸びで延長	年齢階級別 1人当たり 受益額を 名目GDPの 伸びで延長	総額を 名目GDPの 伸びで延長	年齢階級別1人当たり受益額を名目GDPの伸びで延長			
うち負担項目							
うち消費税	総額を 名目GDPの 伸びで延長	財政の持続可 能性が 保たれる水準 まで引上げ	総額を 名目GDPの 伸びで延長	財政の 持続可能性が 保たれる水準 まで引上げ (2050年度に 一挙引上げ)	財政の持続可能性が 保たれる水準まで引上げ		
うち所得税		総額を 名目GDPの 伸びで延長		総額を名目GDPの伸びで延長		当該シナリオ を反映(詳細 は本文参照)	
その他		総額を 名目GDPの 伸びで延長		総額を名目GDPの伸びで延長		総額を 名目GDPの 伸びで延長	
非移転支出項目	総額を 「名目成長率 -1%」の 伸び率で延長		総額を「名目成長率-1%」の伸び率で延長				

(注) 1. マクロ経済の想定は各シナリオ共通(図表17参照)。

2. 網掛けは「現状維持シナリオ」からの変化部分。

(資料) みずほ総合研究所作成

[参考文献]

- 麻生良文・吉田浩（1996）「世代会計からみた世代別の受益と負担」（財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第39号）
- 厚生労働省（2009）『平成21年財政検証結果』
- 貞廣彰、島澤諭（2001）「財政の持続可能性と必要なプライマリー黒字について―世代重複モデルによるシミュレーション分析」（日本経済研究センター『日本経済研究』第43号）
- 島澤諭（2011）『世代会計について』（第3回財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」（2011年12月1日）資料）
- 白石浩介（2008）「日本の年金改革：基礎年金の再編とNDC方式の導入」（一橋大学経済研究所世代間問題研究機構『PIE/CIS Discussion Paper』No. 358）
- （2009）「年金改革の選択肢」（一橋大学経済研究所世代間問題研究機構『PIE/CIS Discussion Paper』No. 421）
- 政府税制調査会（2002）『あるべき税制の構築に向けた基本方針』
- 高山憲之（2002）「最近の年金論争と世界の年金動向」（一橋大学経済研究所『経済研究』第53巻第3号）
- 田近・古谷（2003）「年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析」（一橋大学経済研究所21世紀COEプログラム（現代経済システムの規範的評価と社会的選択）『COE/RES Discussion Paper Series』No. 3）
- 土井丈朗（2004）「政府債務の持続可能性の考え方」（財務総合政策研究所『PRI Discussion Paper Series』No. 04A-02）
- （2006）「政府債務の持続可能性を担保する今後の財政運営のあり方に関するシミュレーション分析―Broda and Weinstein 論文の再検証―」（経済産業研究所『RIETI Discussion Paper Series』06-J-032）
- 内閣官房（2008）『公的年金制度に関する定量的なシミュレーション結果』（社会保障国民会議 所得確保・保障分科会（2008年5月19日）資料）
- （2011）『社会保障に係る費用の将来推計について』（社会保障改革に関する集中検討会議（第10回、2011年6月2日）参考資料）
- 内閣府（2001）『平成13年度経済財政白書』
- （2005）『平成17年度経済財政白書』
- （2011）『財政・社会保障の持続可能性に関する「経済分析ワーキング・グループ」中間報告（案）』
- 増島稔、島澤諭、村上貴昭（2009）「世代別の受益と負担～社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析～」（経済社会総合研究所『ESRI Discussion Paper Series』No. 217）
- 、田中吾郎（2010）「世代間不均衡の研究Ⅰ～財政の持続可能性と世代間不均衡～」（経済社会総合研究所『ESRI Discussion Paper Series』No. 246）
- 吉田浩（2006）「世代会計による高齢化と世代間不均衡に関する研究（改訂版）2000年基準による世代

会計推計結果」(一橋大学経済研究所世代間問題研究機構『PIE/CIS Discussion Paper』No.287)

Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz, eds. (1999) , *Generational Accounting around the World*, NBER Books, National Bureau of Economic Research, The University of Chicago Press

Broda, Christian and David E. Weinstein (2005) , ” Happy News from the Dismal Science: Reassessing the Japanese Fiscal Policy and Sustainability, ” in *Reviving Japan’ s Economy*, ed. Takatoshi Ito, Hugh Patrick and David E. Weinstein, pages 39-78, The MIT Press

Hamilton, James D. and Marjorie A. Flavin (1986) , ”On the Limitations of Government Borrowing: A Framework for Empirical Testing, ” American Economic Association, *American Economic Review*, vol. 76(4), pages 808-19, September